

# 畜産・酪農をめぐる情勢

令和5年12月

農林水産省  
畜産局

# 【牛乳乳製品関係】

# 生乳の需給構造

- ・ 生乳は毎日生産され腐敗しやすく貯蔵性がないことから、需要に応じ飲用と乳製品の仕向け量を調整すること(需給調整)が不可欠。
- ・ 飲用向け生乳(都府県中心)は、輸入品と競合しないことから乳価が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が重要。
- ・ 乳製品向け生乳(北海道中心)は保存が利く乳製品となるため、生乳の需給調整の役割を果たしているが、輸入品と競合することから乳価が生産コストを下回っている。なお、国産品との競合について、無秩序な輸入が国内需給に悪影響を及ぼすことのないよう、国家貿易によりその種類・量・時期等を調節している。
- ・ 加工原料乳生産者補給金制度により、乳製品向け生乳に対し交付対象数量を設けて補給金等を交付することで、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。

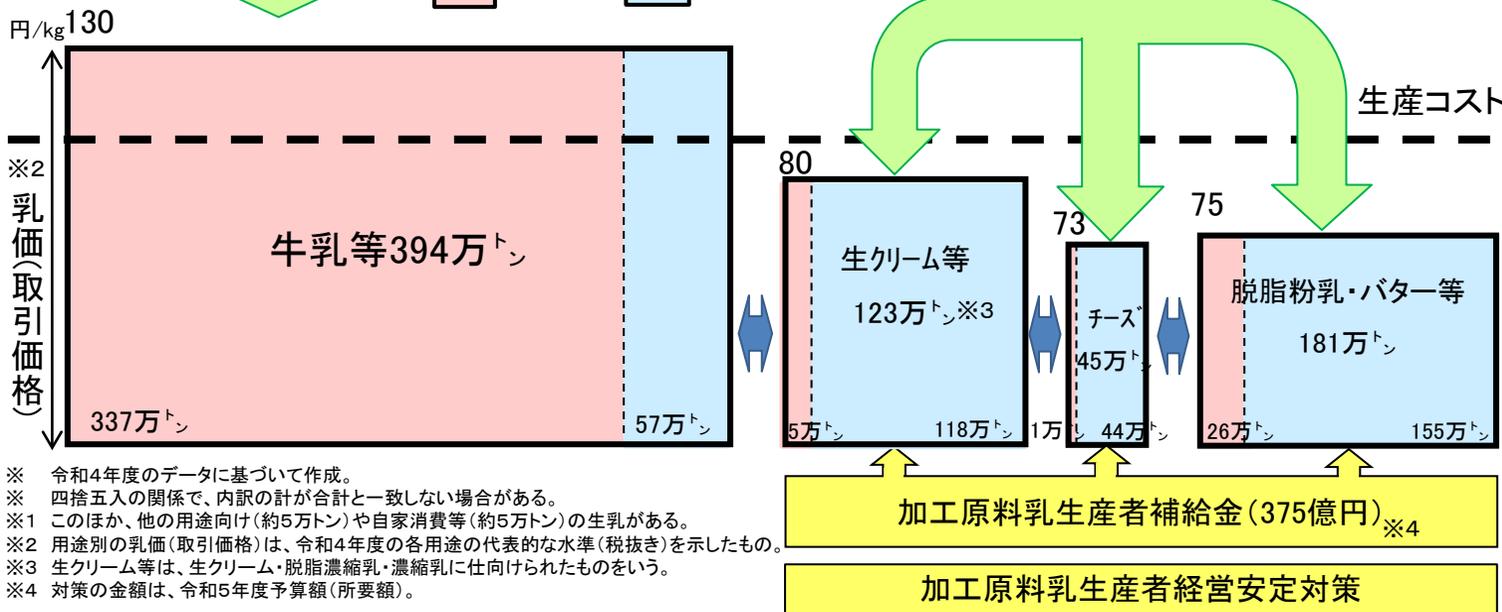
国内の生乳生産量(令和4年度) 753万トﾝ(北海道425万トﾝ、都府県328万トﾝ)

輸入乳製品 445万トﾝ

※1 飲用向け 生産者団体、乳業メーカー間で季節毎の需要等を踏まえ、用途別に取り引  
生乳 394万トﾝ

乳製品向け生乳 355万トﾝ

都府県 北海道

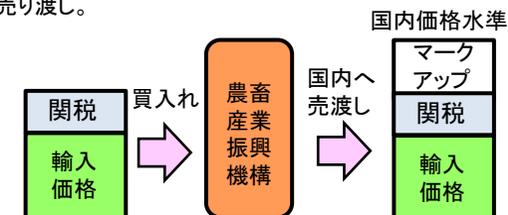


関税割当 品目	国家 貿易	〔自由化品目〕
学校 給食用 脱脂粉乳 等 45.7万トﾝ	バター・ 脱脂粉乳・ ホエイ 等 13.7万トﾝ	チーズ 334.6万トﾝ その他 50.9万トﾝ (アイスクリーム等)

※令和4年度のデータに基づいて作成。  
※ 輸入数量には飼料用を除く。  
※ 生乳換算数量。

## 乳製品の国家貿易制度

(独)農畜産業振興機構が、売買同時契約方式(SBS方式)を基本としてバター・脱脂粉乳・ホエイ等を買入れ売り渡し。



- ※ 令和4年度のデータに基づいて作成。
- ※ 四捨五入の関係で、内訳の計が合計と一致しない場合がある。
- ※1 このほか、他の用途向け(約5万トﾝ)や自家消費等(約5万トﾝ)の生乳がある。
- ※2 用途別の乳価(取引価格)は、令和4年度の各用途の代表的な水準(税抜き)を示したもの。
- ※3 生クリーム等は、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。
- ※4 対策の金額は、令和5年度予算額(所要額)。

# 最近の生乳の生産・処理状況

- ・ 生乳の生産量は、基盤対策強化等により令和元年度に増加に転じ、令和3年度まで増加傾向で推移してきたが、令和4年度は需給の緩和を背景に減少し、5年度(4-10月)は北海道の生産量が前年度比▲3.8%、都府県が▲5.6%減少したことにより、全体で▲4.6%減少。
- ・ 5年度(4-10月)の用途別処理量は、牛乳等向けは前年同月比▲3.4%、乳製品向けは▲6.0%の減少。
- ・ 5年度(4-10月)の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年同月比▲2.8%、乳飲料は▲0.0%、はっ酵乳は▲5.7%の減少。

## 生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位:万トン、%

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (4-10月)
生産量	736 (+1.1)	743 (+1.0)	765 (+2.9)	753 (▲1.5)	427 (▲4.6)
北海道	409 (+3.1)	416 (+1.6)	431 (+3.7)	425 (▲1.3)	245 (▲3.8)
都府県	327 (▲1.3)	327 (+0.1)	334 (+1.8)	328 (▲1.7)	183 (▲5.6)
牛乳等向け処理量	400 (▲0.2)	403 (+0.9)	400 (▲0.9)	394 (▲1.4)	230 (▲3.4)
乳製品向け処理量	332 (+2.8)	335 (+1.0)	360 (+7.3)	355 (▲1.5)	194 (▲6.0)
うち脱脂粉乳・ バター等向け	159 (+7.4)	170 (+6.3)	186 (+10.0)	181 (▲3.1)	94 (▲9.7)
うちチーズ向け	40 (+0.2)	41 (+2.4)	44 (+5.7)	45 (+3.0)	25 (▲4.9)
うち生クリーム等向け	125 (▲1.6)	119 (▲4.1)	125 (+4.3)	123 (▲1.1)	72 (▲1.6)

## 牛乳等の生産量の推移

単位:千キロリットル、%

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (4-10月)
飲用牛乳等	3,568 (+0.0)	3,584 (+0.4)	3,579 (▲0.1)	3,534 (▲1.3)	2,068 (▲2.8)
牛乳	3,159 (+0.1)	3,195 (+1.2)	3,197 (+0.1)	3,149 (▲1.5)	1,844 (▲3.0)
加工乳・ 成分調整牛乳	410 (▲0.7)	389 (▲5.1)	382 (▲1.6)	385 (+0.8)	225 (▲1.0)
乳飲料	1,169 (+3.7)	1,122 (▲4.0)	1,085 (▲3.3)	1,076 (▲0.8)	660 (▲0.0)
はっ酵乳	1,139 (+4.9)	1,164 (+2.3)	1,126 (▲3.3)	1,039 (▲7.8)	594 (▲5.7)

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」

※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。

※ 令和4年度および令和5年度の数値は速報値。

※ 平成30年度の脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けは、補給金交付対象の変更により、前年度の数値と接続しないため、対前年度比は掲載しない。

資料:農林水産省「牛乳乳製品統計」

## 乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、年率3～5%程度の減少傾向で推移。
- ・ 飼養頭数は、平成30年に16年ぶりに増加に転じたものの、令和5年度は減少(▲15千頭)。
- ・ 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ また、改良により、一頭当たりの乳量は増加傾向で推移しているものの、令和4年度はわずかに減少。

区分 / 年		平成27	28	29	30	31	31参考値 ※注4	令和2 ※注5	3	4	5
乳用牛飼養戸数(千戸)		17.7	17.0	16.4	15.7	15.0	14.9	14.4	13.8	13.3	12.6
(対前年増減率)(%)		(▲4.8)	(▲4.0)	(▲3.5)	(▲4.3)	(▲4.5)	—	(▲3.4)	(▲4.2)	(▲3.6)	(▲5.3)
うち成畜50頭以上層(千戸)		6.4	6.5	6.4	6.2	5.9	5.9	5.8	5.8	5.8	5.6
戸数シェア(%)		(38.0)	(39.8)	(40.6)	(41.1)	(40.8)	(40.6)	(41.3)	(42.9)	(44.5)	(45.3)
乳用牛飼養頭数(千頭)		1,371	1,345	1,323	1,328	1,332	1,339	1,352	1,356	1,371	1,356
(対前年増減率)(%)		(▲1.7)	(▲1.9)	(▲1.6)	(0.4)	(0.3)	—	(1.0)	(0.3)	(1.1)	(▲1.1)
うち 経産牛頭数(千頭)		870	871	852	847	839	841	839	849	862	837
うち 未經産牛 (乳用後継牛)頭数(千頭)		502	474	471	481	492	499	513	507	510	519
うち成畜50頭以上層(千頭)		940	949	934	961	962	981	999	1,026	1,057	1,054
頭数シェア(%)		(71.0)	(73.1)	(73.4)	(75.3)	(75.9)	(74.2)	(74.6)	(76.6)	(78.2)	(78.8)
一戸当たり 経産牛頭数(頭)	全国	51.5	53.4	54.3	56.1	58.3	57.6	59.9	62.9	66.3	68.0
	北海道	72.4	76.1	76.4	78.8	82.2	78.2	81.1	84.7	89.1	90.0
	都府県	38.8	39.6	40.5	41.8	42.9	44.1	45.2	47.5	50.1	51.6
経産牛一頭当たり 乳量(kg)	全国	8,511	8,522	8,581	8,636	<8,767>※注6		8,806	8,938	8,871	
	北海道	8,407	8,394	8,518	8,568	<8,945>		8,943	9,066	8,946	

資料: 農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1: 各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値。

2: 平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3: 一戸当たり経産牛頭数は、経産牛飼養頭数を成畜の飼養戸数で除して算出。

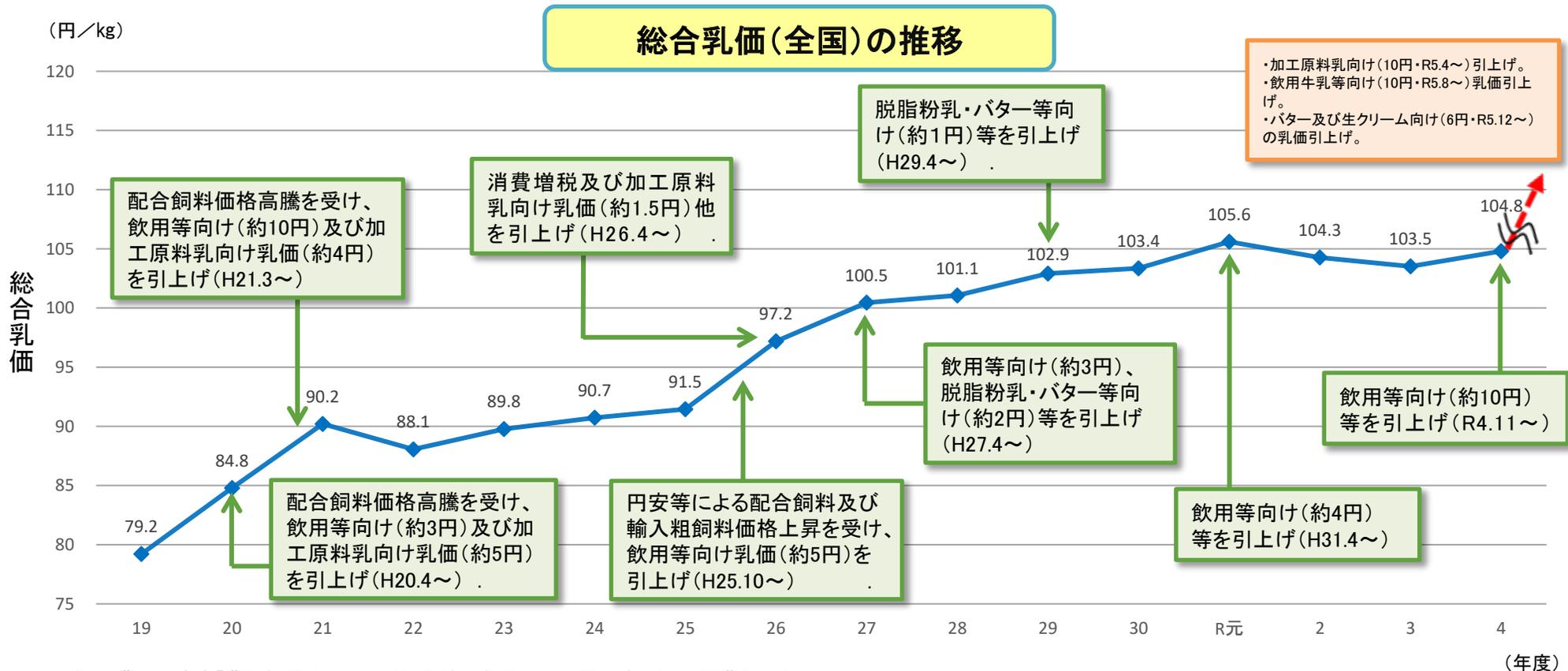
4: 令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

5: 令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

6: 経産牛一頭当たり乳量は「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出しており、平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

# 総合乳価の推移

- ・ 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- ・ 酪農家の受取乳価である総合乳価は、平成19年度からの配合飼料価格の高騰を受けて、平成20年度以降、飲用・乳製品ともに生乳取引価格が上昇していたものの、近年、その傾向も一服。
- ・ 令和4年度は、飼料費等資材価格の高騰を踏まえた同年11月の飲用等向け乳価の10円引き上げ等により、前年を上回って推移。



資料: 農林水産省「農業物価統計」

注: 数値は各月の単純平均値であり、消費税を含む。

注: 令和4年度の総合乳価は速報値。

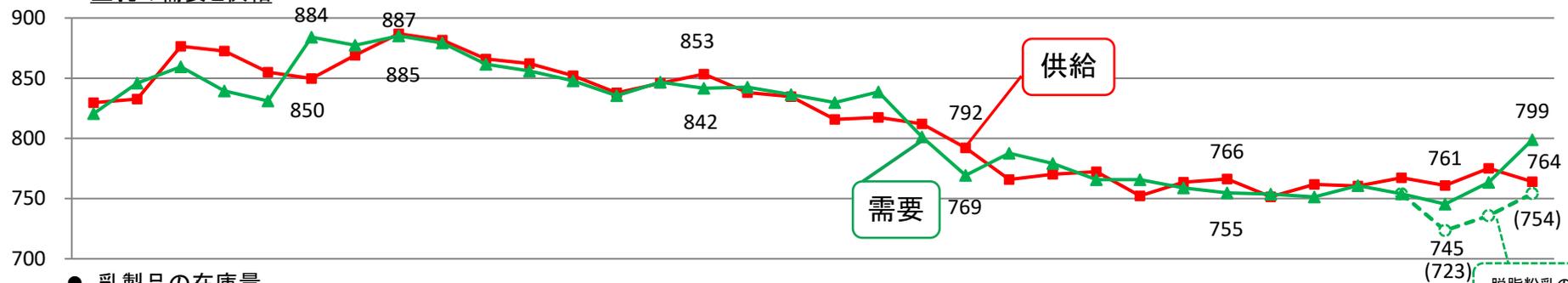
注: 平成21年度までは平成19年基準。平成26年度までは平成22年基準。令和元年度までは平成27年基準。令和2年度からは令和2年基準。

総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したものの。

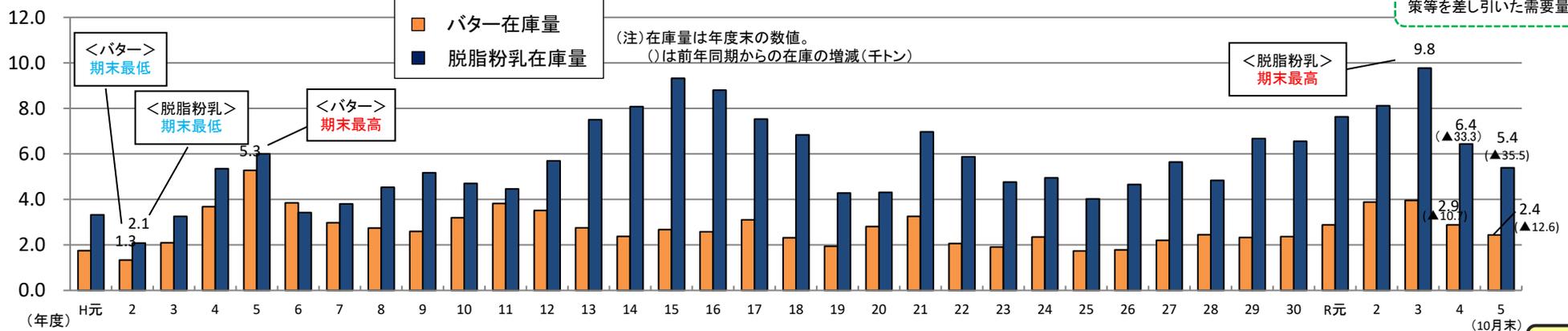
# 生乳需給の推移

- ・ 生乳需給について、これまでは国内生乳生産量の減少により逼迫傾向で推移しており、輸入により需要を賅ってきたところであったが、令和元年度に生乳生産量が増加に転じたところ。
- ・ 令和2年度に、新型コロナの感染拡大に伴う学校の休校や業務用需要の減少等により、生乳を保存の利くバター・脱脂粉乳等向けに仕向けてきたことから消費量に対して生産量が大幅に増加し、在庫量も前年同期に比べ増加。令和3年度も生乳需給が緩和傾向で推移したこと等から、在庫量は前年同期に比べ増加。
- ・ 令和4年度以降、脱脂粉乳は生産量が消費量を上回っており、現状は在庫低減対策等の取組の効果により、前年同期に比べ減少はしているものの、依然として消費は低迷しており在庫を積み増す情勢。バターは令和4年度初め頃から消費量が増加傾向で推移しており、在庫量は昨年5月以降前年同期を下回って推移。

(万トン) ● 生乳の需要と供給 ※ 輸入チーズを除く



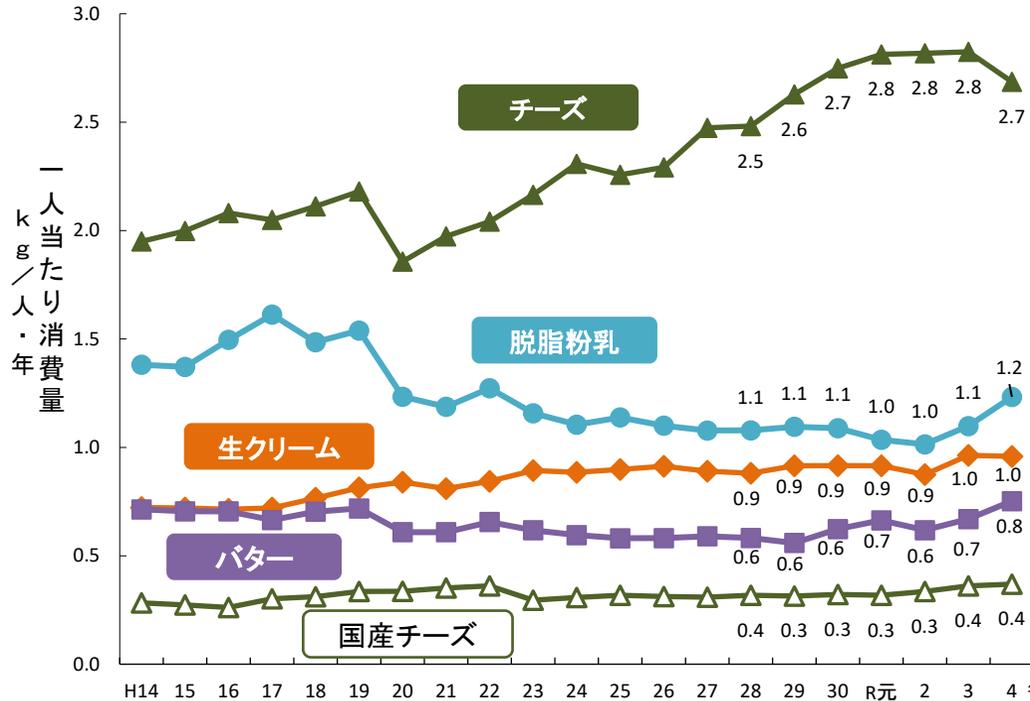
● 乳製品の在庫量



# 乳製品需給の推移

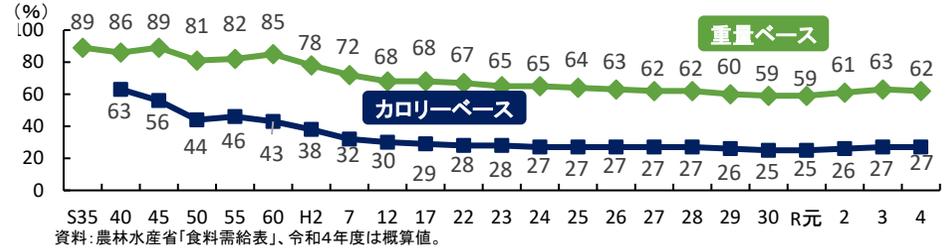
- 乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、長期的には、チーズ、生クリーム、消費が拡大。
- 牛乳・乳製品の自給率は、長期的には低下傾向で推移しており、令和4年度は国内生産量の減少及び脱脂粉乳の在庫低減対策等による国内消費仕向量の増加により、前年度より1ポイント減少。
- チーズの消費量は増加傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外出需要の減少等により、令和元年度以降、増加傾向は一服。令和4年度は、国際相場の上昇や円安によって輸入原料価格が大幅に上昇したことによる商品の値上げや容量変更の影響により消費量は減少。

## 乳製品の1人当たり消費量の推移



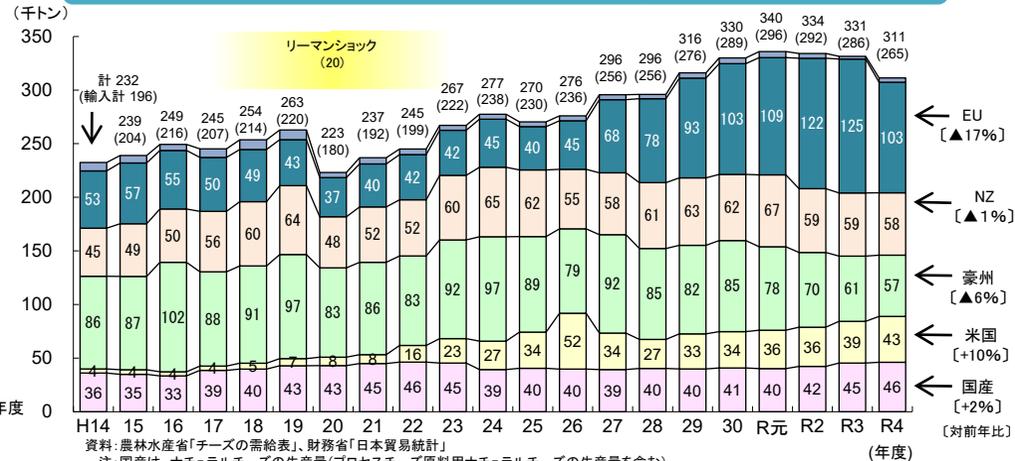
資料：農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」「国勢」調査、牛乳課推計  
 注1：1人当たり消費量=(生産量+輸入量±在庫増減-輸出品)÷各年10月1日時点の総人口  
 注2：国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計  
 注3：チーズ及び国産チーズの1人当たり消費量について、H22年度以前とH23年度以降に連続性はない。

## 牛乳・乳製品の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、令和4年度は概算値。

## チーズの国内生産量及び国別輸入量の推移

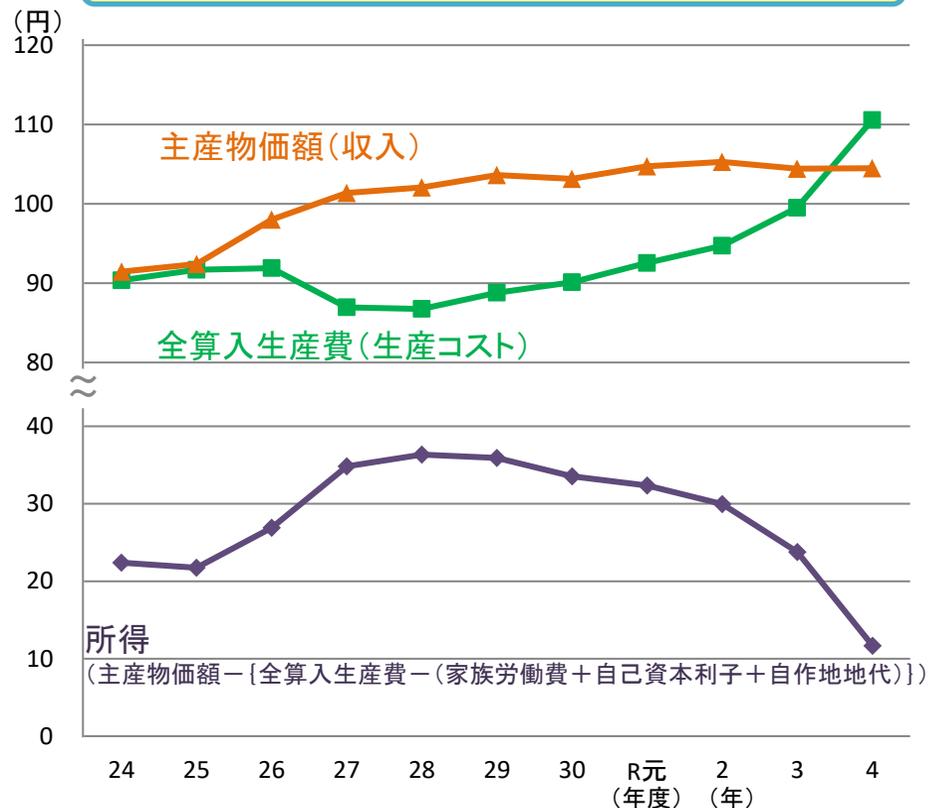


資料：農林水産省「チーズの需給表」、財務省「日本貿易統計」  
 注：国産は、ナチュラルチーズの生産量（プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの生産量を含む）  
 輸入は、ナチュラルチーズ及びプロセスチーズの国別輸入量  
 注：英国はR2年2月1日にEUを離脱したが、数値の連続性を保つため、グラフ中ではEUに含めて集計している。  
 注：国産ナチュラルチーズ生産量について、H22年以前とH23年以降に連続性はない。

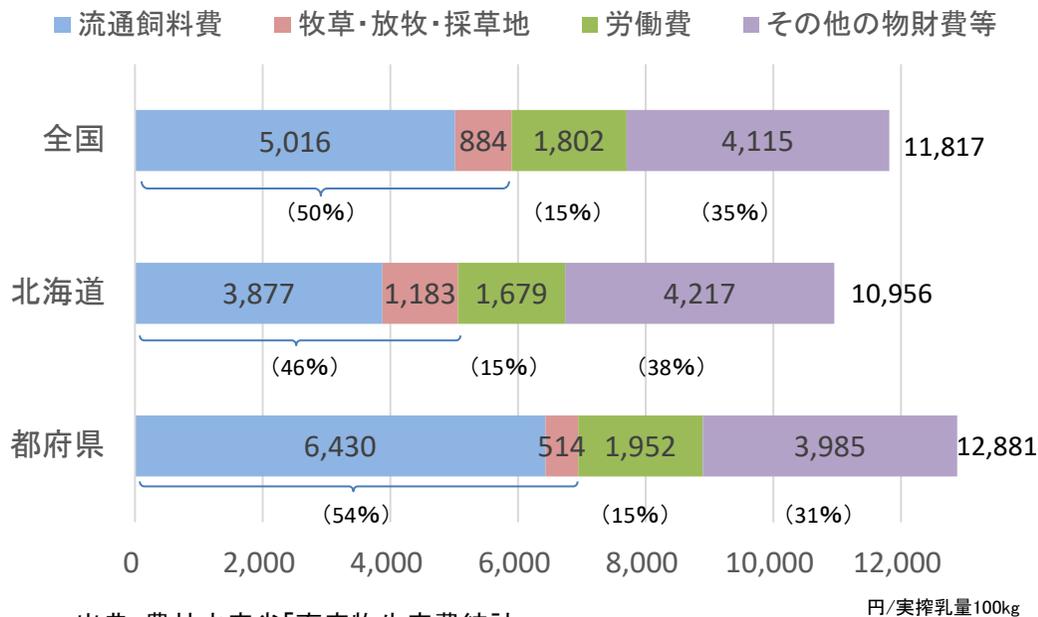
# 生産コストと所得の推移

- ・ 生乳1kg当たりの生産コスト(全算入生産費)は、飼料価格の低下に伴う流通飼料費の減少等により27年度に減少したものの、29年度以降は初妊牛価格の高騰に伴う乳牛償却費の上昇等により増加傾向で推移。令和4年は、配合飼料をはじめとした飼料費の高騰や光熱動力費の上昇等により、生産コストは大きく増加。
- ・ 生乳1kg当たりの所得は、26年度以降の乳価上昇に伴う主産物価額(生乳販売収入)の上昇に加え、27年度以降の副産物価額上昇による生産コストの減少により、増加傾向で推移していたが、29年度以降は生産コストの上昇等により減少。令和4年は、主産物価額がほぼ横ばいで推移した一方で、生産コストの増加により、所得は大きく減少。

## 生乳1kg当たりのコストと所得(全国)



## 令和4年の生乳生産費(費用合計)



出典: 農林水産省「畜産物生産費統計」

注1: 消費税含む。

注2: 畜産物生産費調査は、令和元年調査から調査期間を調査年4月から翌年3月までの期間から、調査年1年から12月までの期間に変更した。

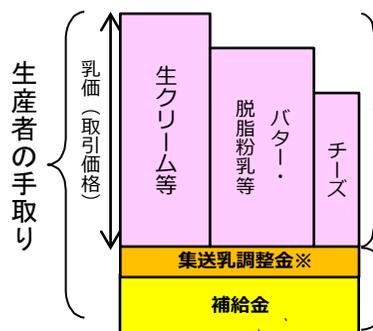
# 酪農の経営安定対策の概要

- 加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。

## 加工原料乳生産者補給金制度

令和5年度

加工原料乳生産者補給金単価	8.69円/kg	} 11.34円/kg
集送乳調整金単価	2.65円/kg	
総交付対象数量	330万トン	

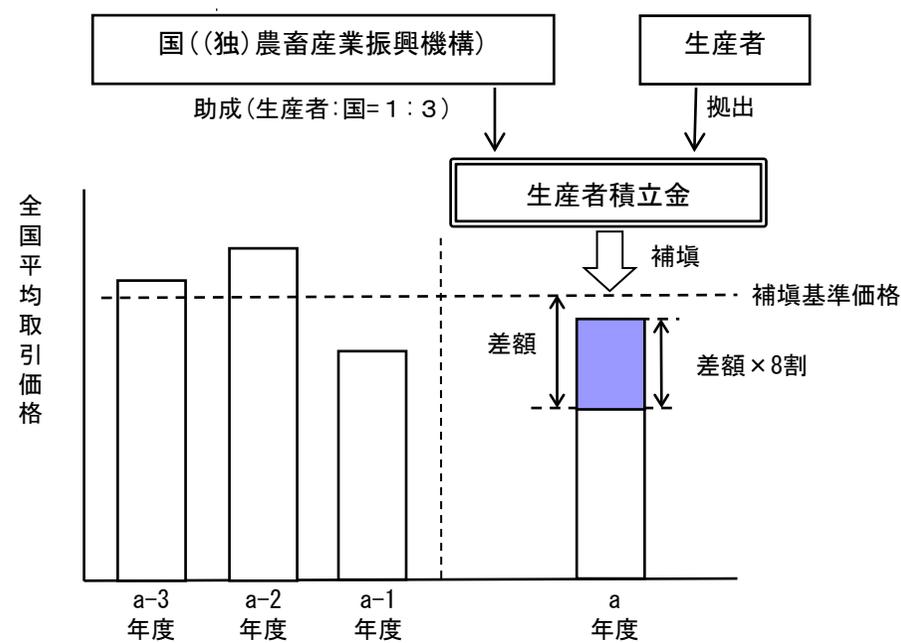


民間同士の交渉で決定  
乳業者の支払分(買取価格)

補給金及び調整金単価並びに総交付対象数量は毎年度決定

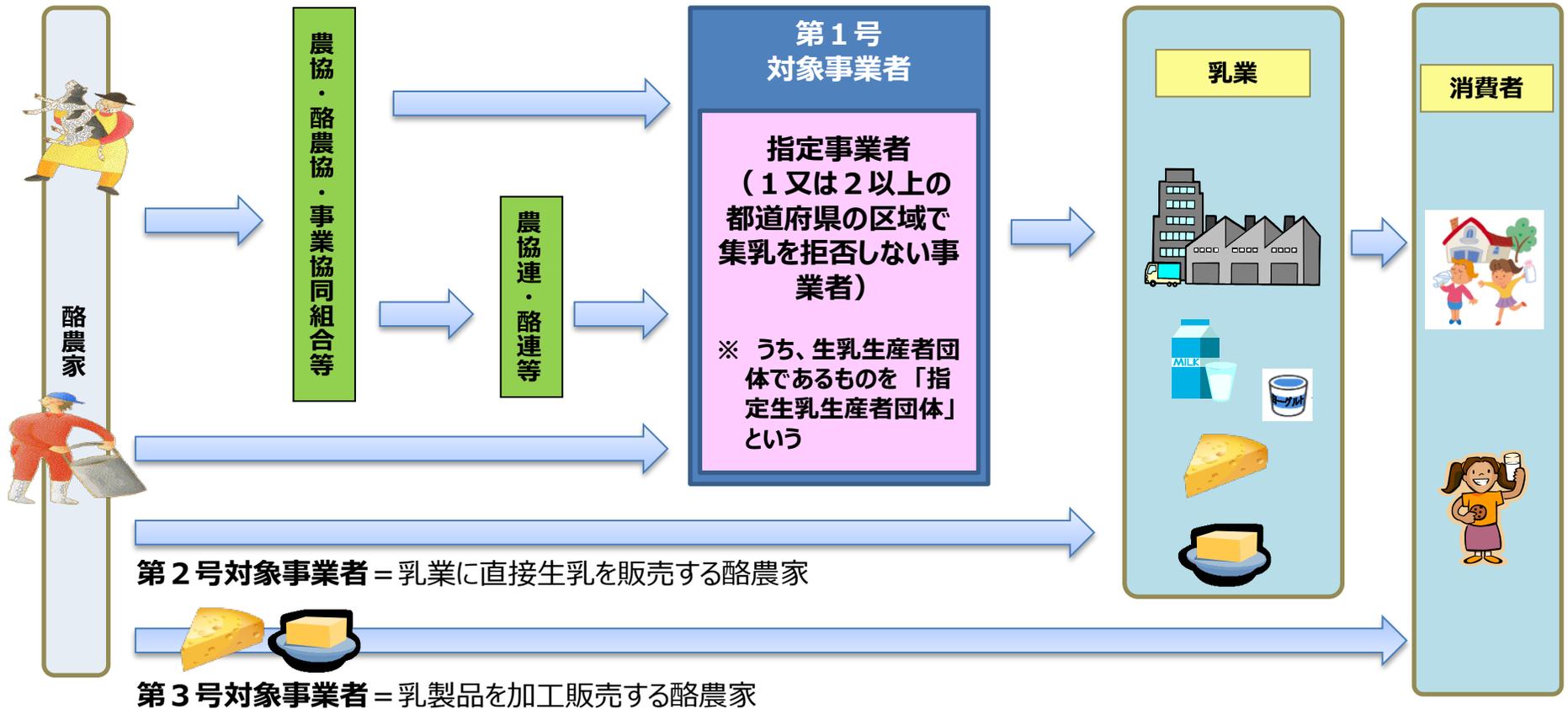
政府からの交付分  
※指定事業者に対して交付

## 加工原料乳生産者経営安定対策事業



# 改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者



- **対象事業者 (第1～3号)** は、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「**指定事業者**」として**指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

# 牛乳・乳製品の輸出について

## 日本産牛乳・乳製品の輸出実績

前年比  
(2022年)  
131%

前年同期比  
(2023年1-10月)  
103%

2030年輸出目標 720億円  
(2025年輸出目標:328億円)

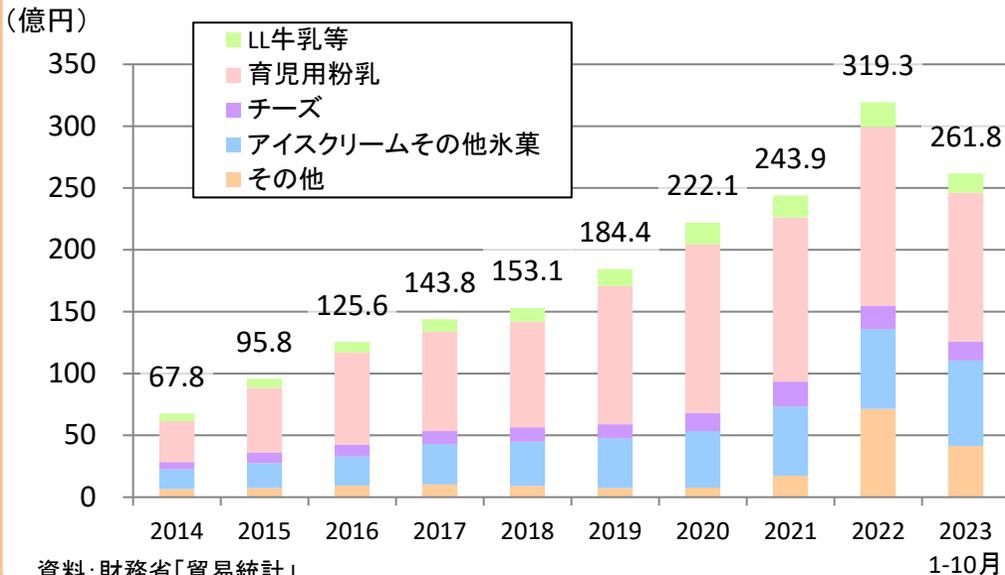
- 輸出可能国・地域  
ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ) 等
- 輸出解禁協議中の国  
中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))

### 輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 輸出先国が求める条件に対応した輸出施設の整備
- 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築



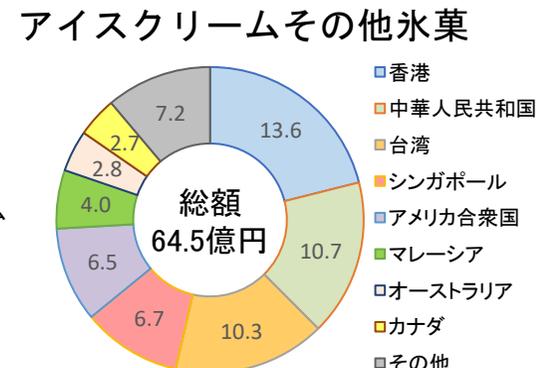
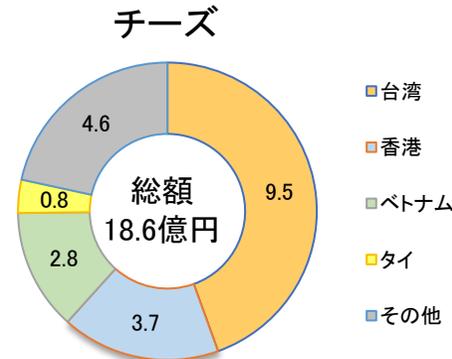
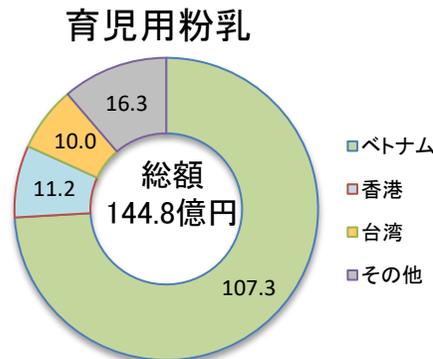
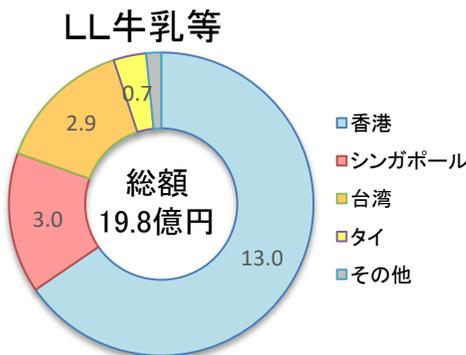
JAPAN MILK & DAIRY PRODUCTS



資料:財務省「貿易統計」

## 主要品目の国・地域別輸出実績(2022年)

資料:財務省「貿易統計」

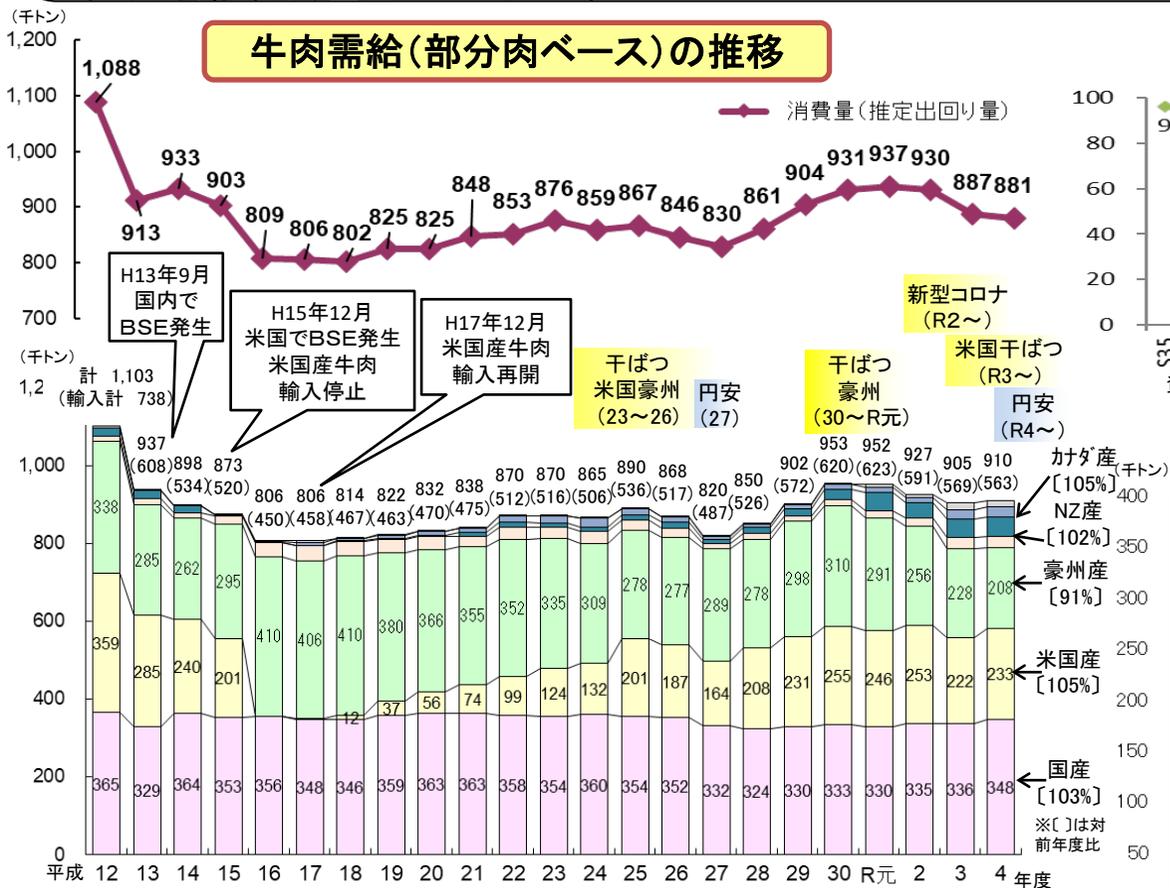


# 【牛肉關係】

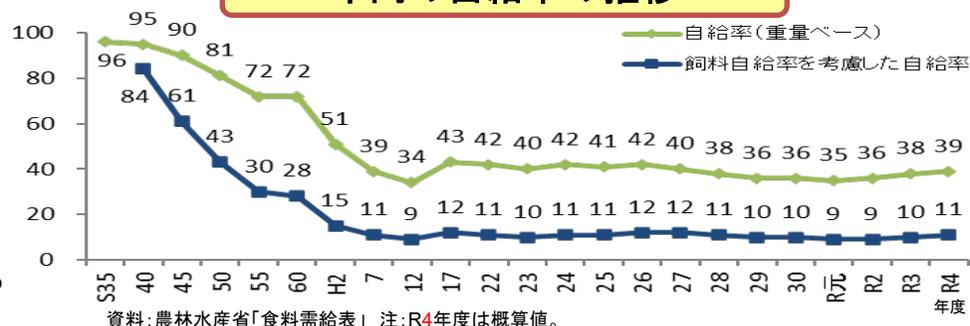
# 牛肉の需給動向

- 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前（平成14年度）の水準まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響等による輸入量の減少により、令和2年度以降3年連続で減少。令和4年度では、物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まりや円安等の影響もあり、88万トンと減少して推移。
- 国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種は減少傾向で推移しているが、近年、和牛・交雑種は増加傾向で推移しており、令和4年度は、全体では34.8万トンと前年度よりも増加。
- 牛肉の自給率は、重量ベースで39%。

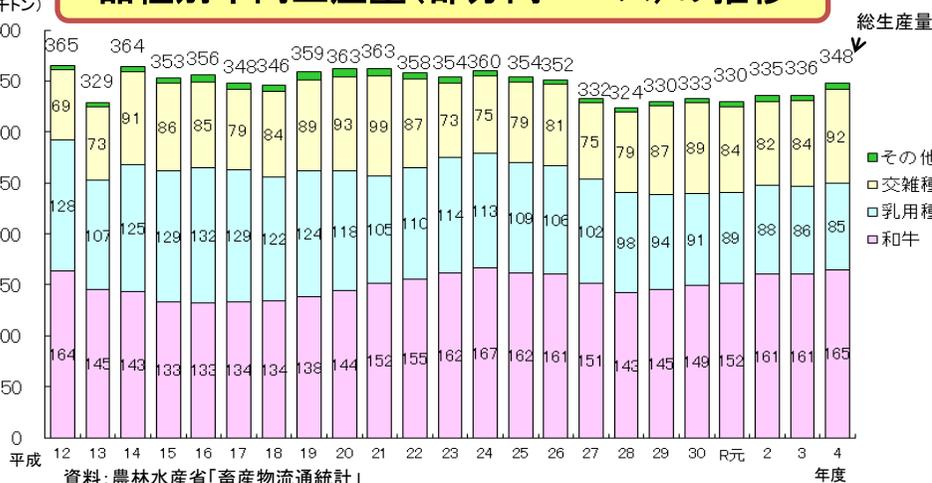
## 牛肉需給(部分肉ベース)の推移



## 牛肉の自給率の推移



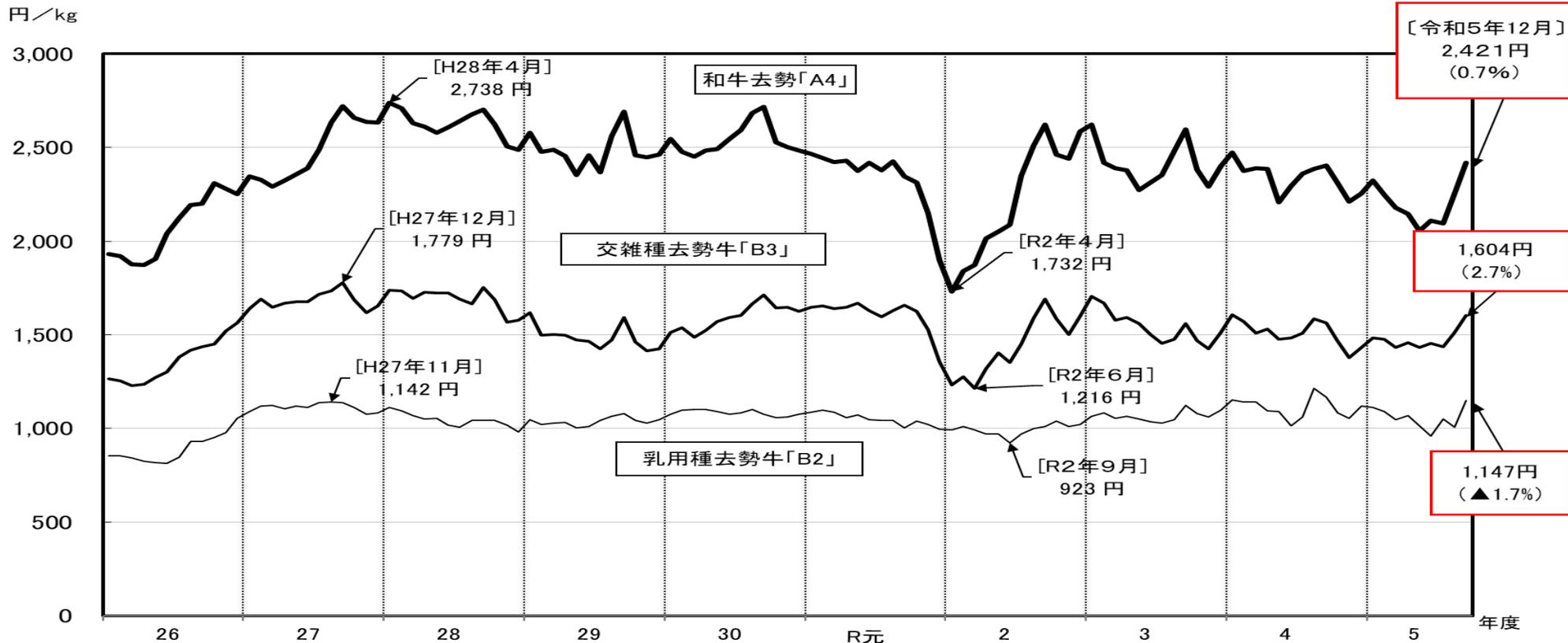
## 品種別牛肉生産量(部分肉ベース)の推移



資料:農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」財務省「貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」  
注:推定出回り量=生産量+輸入量+前年度在庫量-当年度在庫量-輸出量

# 牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

- ・令和元年度(4-2月)は、和牛の価格は、生産量の増加等を背景に軟調に推移していたが、2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下。
- ・令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月以降、和牛価格は前年を上回る水準で推移。
- ・令和3年度の和牛価格は、前年を上回る又は前年並みで推移していたが、令和4年1月以降は年末需要の反動に加え、コロナ感染拡大がみられる中で、外食需要等が低迷し、前年を下回って推移。
- ・令和4年度の和牛価格は、コロナの感染拡大や物価の上昇による消費者の生活防衛意識の高まり等の影響もあり、前年を下回って推移。
- ・令和5年度の和牛価格は、引き続き、物価の上昇により、小売り向けの引き合いが弱まっていることなどから、前年を下回って推移。なお、9月以降は年末に向け需要が高まっていることなどから、回復傾向で推移。

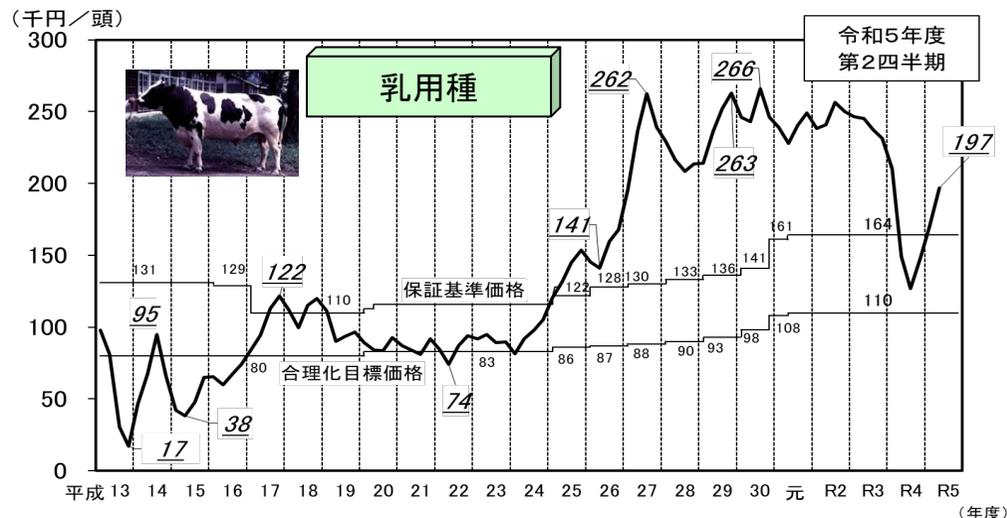
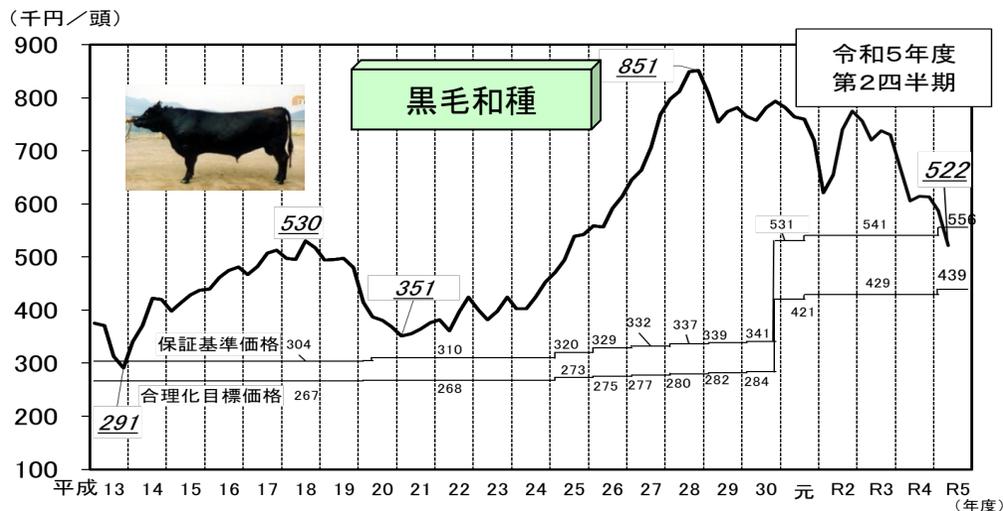


資料: 農林水産省「畜産物流通統計」

注: ()内は前年同月比。11月12月(11日まで)は速報値。

# 肉用子牛価格の推移

- ・ 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- ・ 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下した。その後、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和4年5月に子牛価格が下落。その後回復傾向にあったが、直近は黒毛和種、交雑種が低下傾向で推移。



令和元～5年度補給金単価(単位:千円/頭)

品種	R元年度				R2年度				R3年度				R4年度				R5年度	
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期												
黒毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
褐毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の肉専用種	33.20	56.60	25.90	75.19	22.70				8.20				67.63					
乳用種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14.50	36.60	15.90	0	0
交雑種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としている。

## 肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移し、令和5年も増加。
- ・ 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成22年をピークに減少していたが、平成28年から増加傾向で推移。

区 分 / 年		平成27	28	29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4	3	4	5
肉用牛	戸数(千戸)	54.4	51.9	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4	38.6
	(対前年増減率)(%)	(▲5.4)	(▲4.6)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	—	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)	(▲4.5)
	頭数(千頭)	2,489	2,479	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614	2,687
	(対前年増減率)(%)	(▲3.0)	(▲0.4)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	—	(1.1)	(2.0)	(0.3)	(2.8)
	1戸当たり(頭)	45.8	47.8	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7	69.6
うち 繁殖雌牛	戸数(千戸)	47.2	44.3	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5	33.8
	頭数(千頭)	580	589	597	610	626	605	622	633	637	645
	1戸当たり(頭)	12.3	13.3	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9	19.1
うち 肥育牛	戸数(千戸)	11.6	11.7	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5	9.5
	頭数(千頭)	1,568	1,557	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601	1,635
	1戸当たり(頭)	135.2	133.1	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8	171.7

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

3：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

4：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

# 肉用子牛対策の概要

- 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)。

## 肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格(令和5年度) (単位:千円/頭)

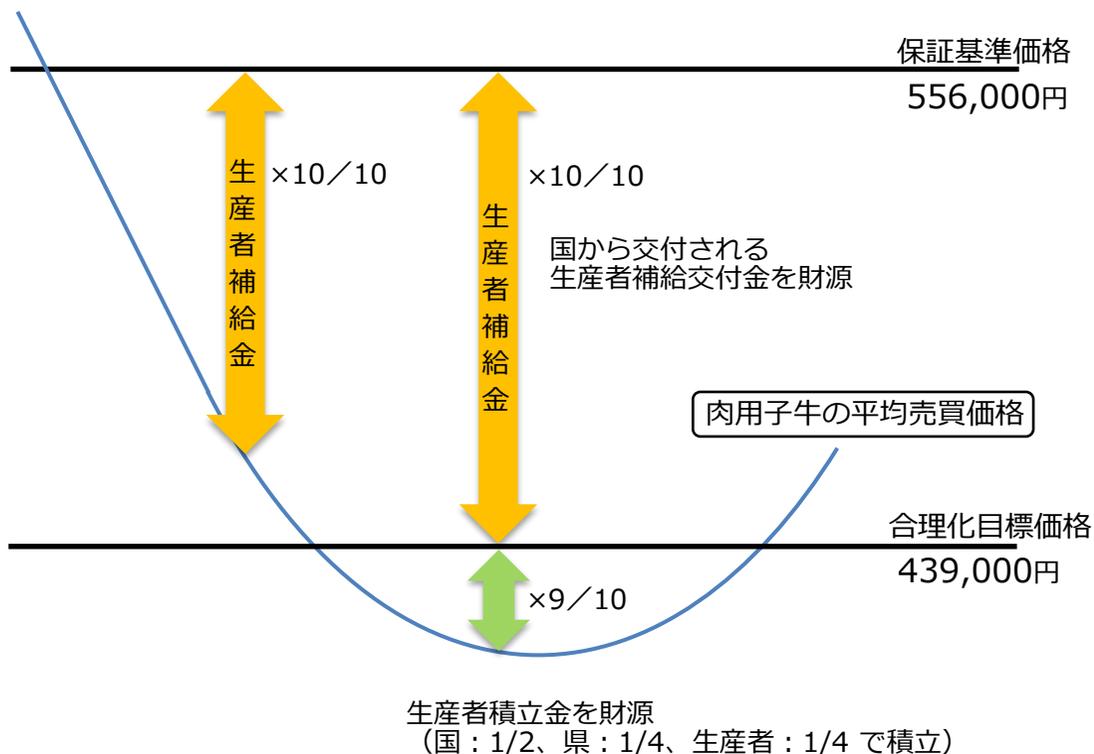
	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	556	507	325	164	274
合理化目標価格	439	400	256	110	216

### [生産者積立金]

- 負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4
- 1頭当たりの生産者積立金(うち生産者負担金)

黒毛和種: 1,600円/頭 (400円/頭)  
 褐毛和種: 6,000円/頭 (1,500円/頭)  
 その他肉専用種: 18,800円/頭 (4,700円/頭)  
 乳用種: 6,800円/頭 (1,700円/頭)  
 交雑種: 3,200円/頭 (800円/頭)

## 【黒毛和種の場合】



《R5年度所要額:662億円》

# 和子牛生産者臨時経営支援事業

## 1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため、資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

令和4年5月に急落した子牛価格は回復傾向にあるものの、価格が堅調に推移するまでの間、肉用子牛生産基盤の安定を図るため、和子牛生産者のセーフティネットを臨時的に措置する。

## 2 事業の内容

市場等で取引される和子牛のブロック別※1平均売買価格(四半期別※2)が、発動基準を下回った場合に、当該平均売買価格と発動基準の差額の4分の3を支援する。

品種区分	発動基準※3
黒毛和種	60万円
褐毛和種	55万円
その他肉専用種	35万円

※1:黒毛和種は、北海道、東北、本州関東以西・四国、九州・沖縄の4ブロック  
褐毛和種、その他肉専用種は、全国1ブロック

※2:黒毛和種、褐毛和種は四半期別、その他肉専用種は年間

※3:発動基準は消費税込価格

3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体

4 実施期間 令和5年1月から12月まで

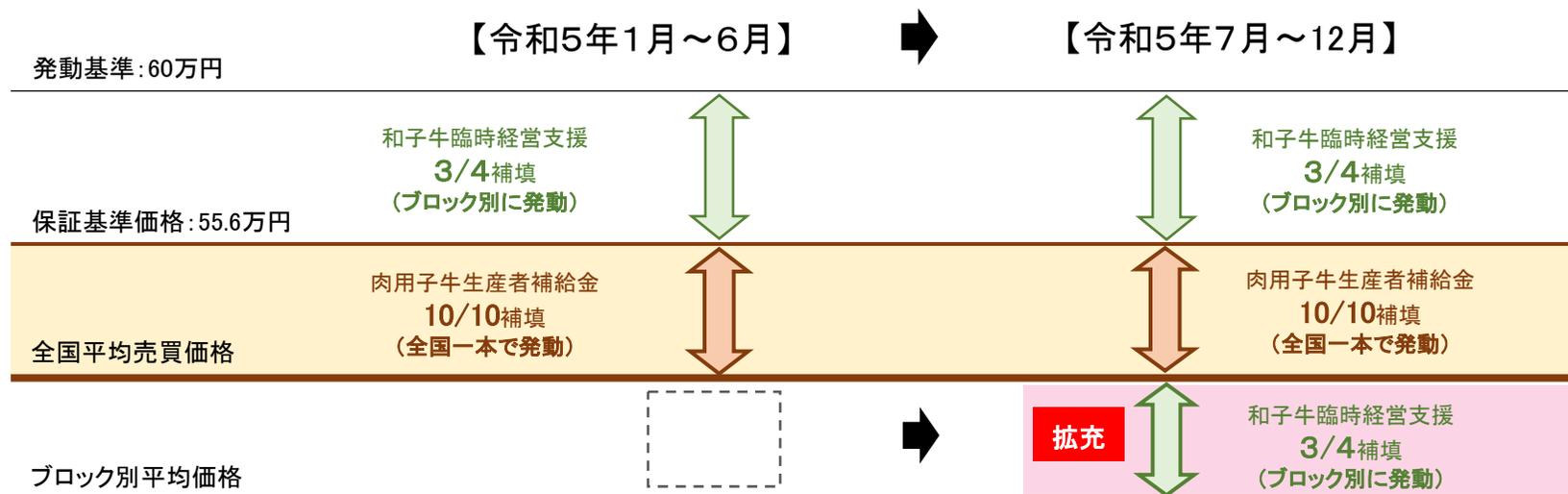
## 5 発動実績

	黒毛和種				褐毛和種	その他肉専用種
	北海道	東北	本州関東以西・四国	九州・沖縄		
令和4年度第4四半期	—	—	—	—	—	—
令和5年度第1四半期	—	26,000円/頭	—	15,000円/頭	11,200円/頭	—
第2四半期	4,000円/頭	33,000円/頭	16,400円/頭	47,600円/頭	5,000円/頭	—

# 和子牛生産者臨時経営支援事業

- 和子牛臨時経営支援事業は、黒毛和種の四半期ごとのブロック別平均価格が発動基準(60万円)を下回った場合に、その差額の3/4を支援。  
(保証基準価格を下回った場合は、肉用子牛生産者補給金で支えることを想定。)
- 子牛価格が短期間で大幅に下落し、生産者の経営環境が急速に悪化しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念される状況。
- このため、和子牛臨時経営支援の拡充により、四半期ごとの全国平均売買価格が保証基準価格(55.6万円)を下回り、肉用子牛生産者補給金が発動した場合、四半期ごとのブロック別平均価格が全国平均売買価格を下回った部分についても、その差額の3/4を支援(発動しない場合は、60万円とブロック別価格との差額の3/4を支援)。

## 全国平均売買価格を下回ったブロックへの支援 (肉用子牛生産者補給金が発動している場合)



# 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

## 《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割  
 肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。

- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～23,000円/頭  
 交雑種：17,000円/頭  
 乳用種：14,000円/頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和5年度所要額》 977億円

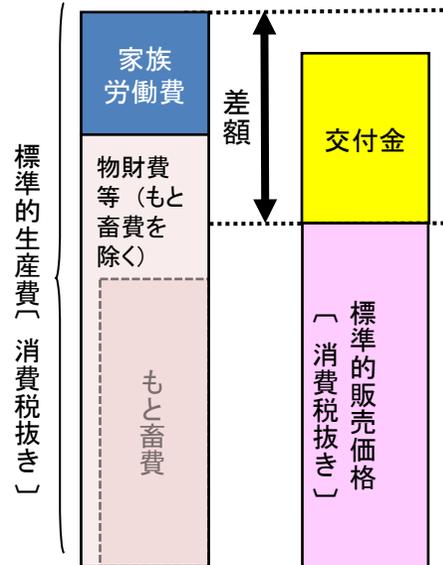
## 交付金交付状況(令和5年11月支払分:9月販売牛)

(円/頭)

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	128,736	
	東北	青森県	158,334
		岩手県	132,578
		宮城県	160,290
		秋田県	170,163
		山形県	120,626
		福島県	161,104
	関東	茨城県	166,632
		栃木県	161,763
		群馬県	167,997
		埼玉県	164,652
		千葉県	143,604
		東京都	136,229
		神奈川県	154,491
		山梨県	144,200
		長野県	160,883
		静岡県	154,728

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	74,434	
		富山県	82,021	
		石川県 ☆	—	
		福井県 ☆	—	
		東海	岐阜県 ☆	—
			愛知県	101,710
	三重県		102,804	
	近畿	滋賀県	145,166	
		京都府	139,282	
		大阪府	91,772	
		兵庫県 ☆	—	
		奈良県	137,122	
		和歌山県	100,807	
	中国	鳥取県	116,704	
		島根県	103,401	
		岡山県	100,564	
		広島県	102,686	
		山口県	91,240	

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	四国	徳島県	63,960	
		香川県	58,217	
		愛媛県	60,765	
		高知県	19,315	
		九州	福岡県	112,852
			佐賀県	107,762
	長崎県		106,428	
	熊本県		118,997	
	大分県		111,573	
	宮崎県		113,262	
	鹿児島県		97,872	
	沖縄県		—	
	交雑種		45,248	
	乳用種		—	



注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒⇒

MAFF

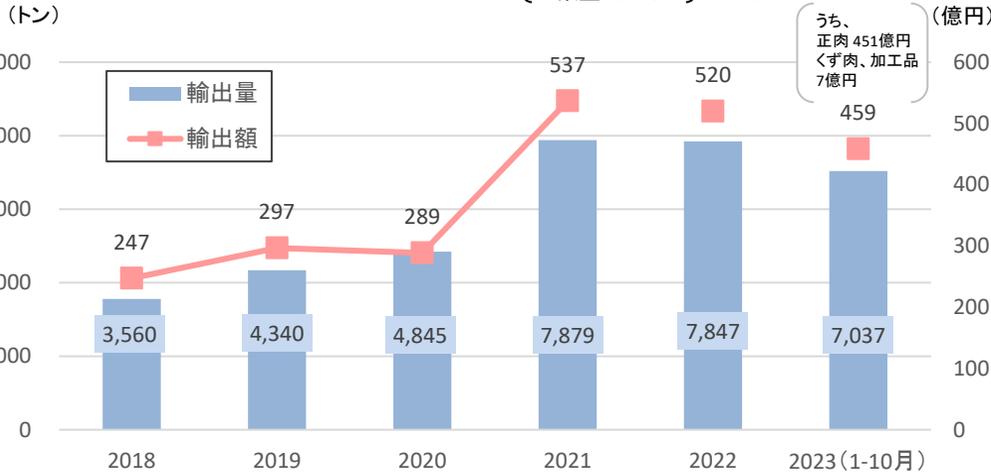


# 牛肉の輸出について

## 最近の輸出実績※

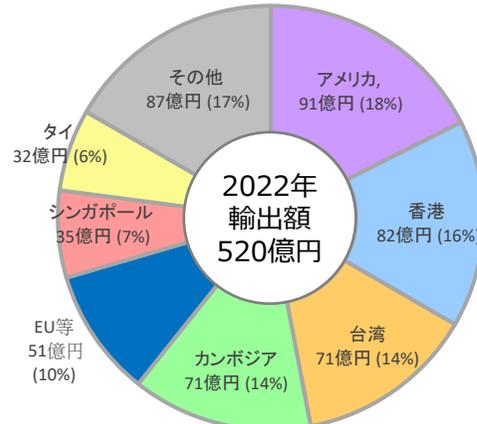
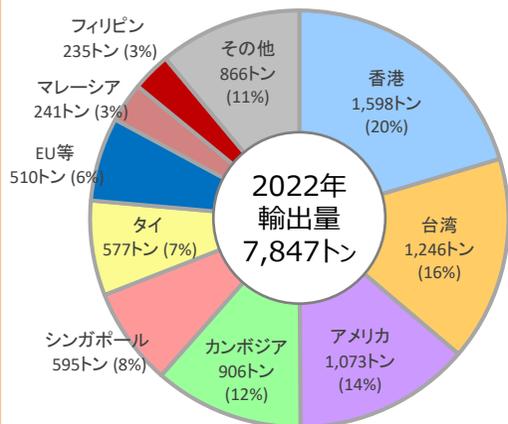
前年比 (2022年)  
金額: 96%  
数量: 96%

前年同期比 (2023年1-10月)  
金額: 111%  
数量: 113%



※ 正肉、牛くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。  
(2022年の前年比は、加工品を含んだ比較。)

## 牛肉の国・地域別輸出実績



資料: 財務省「貿易統計」

2030年輸出目標: 3,600億円  
(2025年輸出目標: 1,600億円)

- 輸出可能国・地域  
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、UAE、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ 等
- 輸出解禁協議中の国  
中国、韓国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2023年11月末現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	14	28	15	20	11	80	77

## 輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- オールジャパンでの和牛認知度向上に向けた、日本畜産物輸出促進協会によるプロモーション
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉や食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 中国等向け輸出解禁協議の加速化

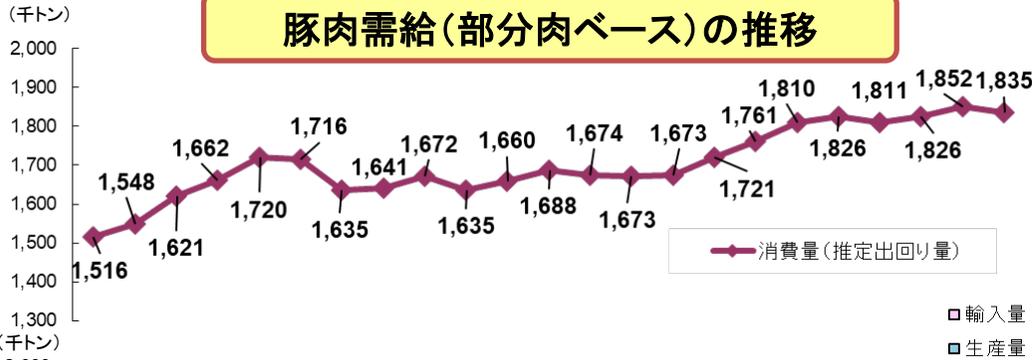


# 【豚肉関係】

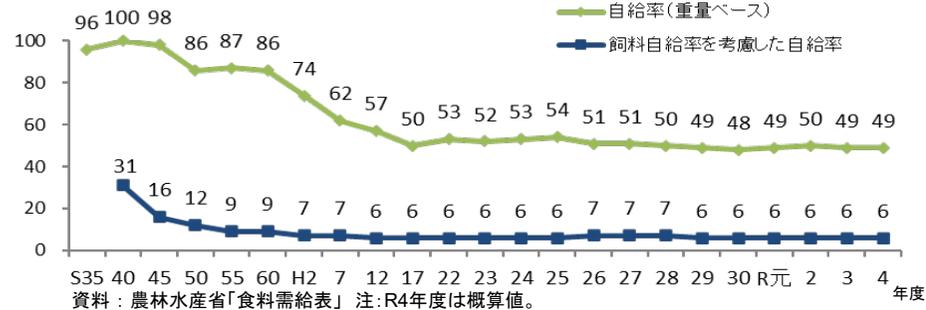
# 豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により平成16年度まで増加。最近は豚肉需要の一層の高まりを背景に輸入量が増加したこと等から、180万トンを超えて推移。令和4年度は、輸入量は引き続き増加した一方、生産量の減少や巣ごもり需要が一服したこと等もあり、184万トンと高止って推移。
- 国内生産量は、近年増加傾向で推移し、令和4年度では90万トン。
- 豚肉の自給率は、重量ベースで49%。

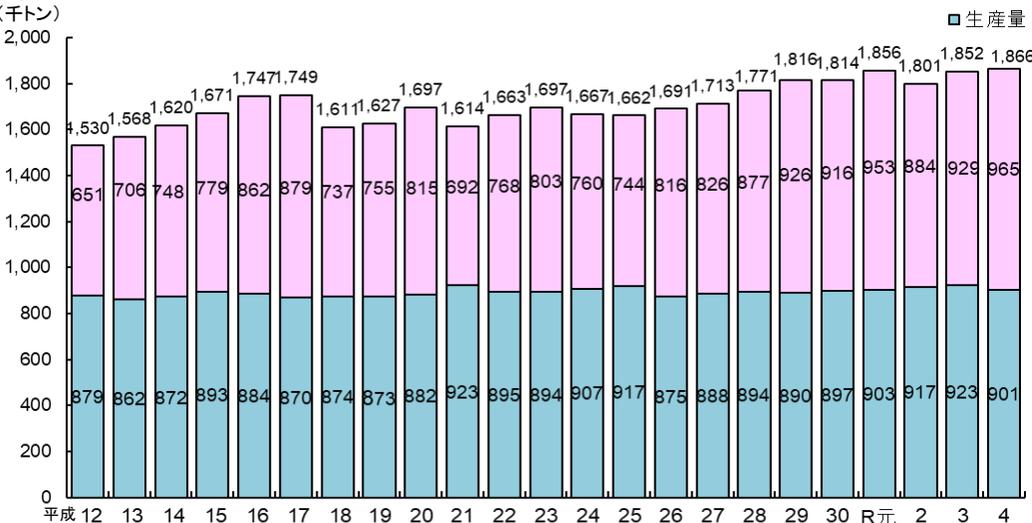
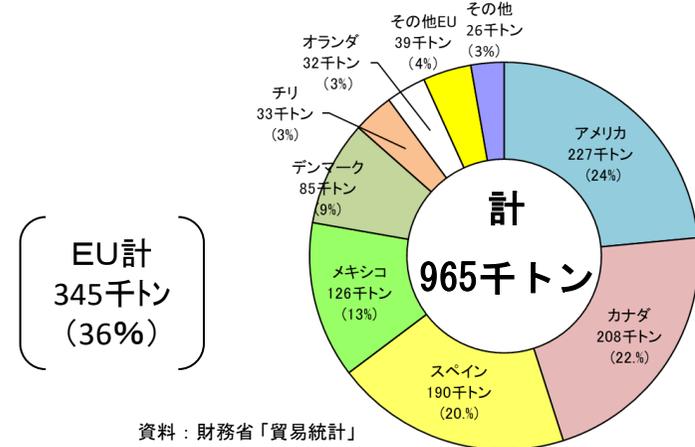
### 豚肉需給(部分肉ベース)の推移



### 豚肉の自給率の推移



### 国別輸入量(部分肉ベース)令和4年度

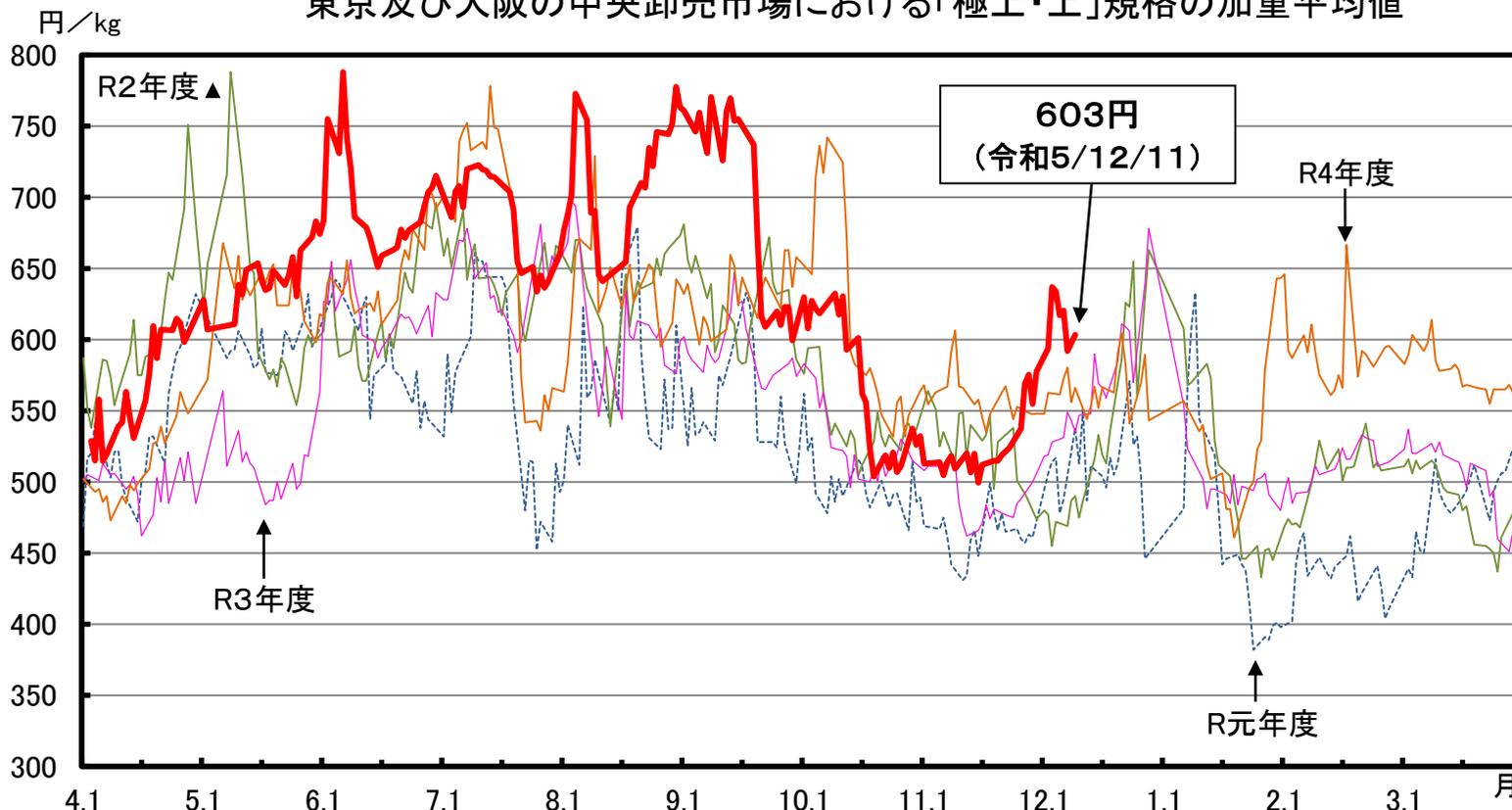


資料：農林水産省「畜産物流通統計」 財務省「貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」  
注：推定出回り量=生産量+輸入量+前年度在庫量-当年度在庫量-輸出品

# 豚枝肉卸売価格の推移

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭での「巣ごもり需要」が旺盛となり、国産豚肉価格は堅調に推移。
- 令和3年度も、旺盛な「巣ごもり需要」により、国産豚肉価格は令和2年度を下回るも、コロナ前3年間の平均価格を上回って推移。
- 令和4年度は、高騰している輸入豚肉の影響もあり、国産豚肉の引き合いが高まったことで、堅調に推移し、コロナ前3年間の平均を上回って推移。
- 令和5年度も、引き続き堅調に推移し、コロナ前3年間の平均価格を上回って推移(H29～R元年同期比:13.7%)。

東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値



年度平均価格  
 令和元年度: 523円  
 令和2年度: 572円  
 令和3年度: 547円  
 令和4年度: 595円  
 令和5年度(4~12): 630円

※令和5年度11月、12月(11日まで)は速報値

月別平均価格  
 最高値  
 令和5年8月: 711円  
 最低値  
 令和2年2月: 435円

日別平均価格  
 最高値  
 令和2年5月8日: 788円  
 令和5年6月6日  
 最低値  
 令和2年1月24日: 382円

資料:「畜産物市況速報」農林水産省統計部

注1: 東京・大阪食肉市場の生体の頭数加重平均価格(上規格以上)

注2: 土・日曜日、祝日の価格を除く。

注3: 卸売価格は税込み価格

## 豚飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。小規模層で減少。
- ・ 飼養頭数は、減少傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養頭数及び子取用雌豚頭数は着実に増加しており、大規模化が進展。

区分 / 年	平成25	26	28	29	30	31	令和3	4	5
飼養戸数(戸)	5,570	5,270	4,830	4,670	4,470	4,320	3,850	3,590	3,370
(対前年増減率)(%)	(▲4.6)	(▲5.4)	(▲8.3)	(▲3.3)	(▲4.3)	(▲3.4)	(▲10.9)	(▲6.8)	(▲6.1)
うち肥育豚2千頭以上層(戸)	1,030	1,020	961	990	1,030	1,030	997	958	972
戸数シェア(%)	(20.6)	(21.5)	(21.8)	(23.2)	(25.2)	(26.1)	(28.6)	(29.7)	(32.0)
飼養頭数(千頭)	9,685	9,537	9,313	9,346	9,189	9,156	9,290	8,949	8,956
(対前年増減率)(%)	(▲0.5)	(▲1.5)	(▲2.3)	(0.4)	(▲1.7)	(▲0.4)	(1.5)	(▲3.7)	(0.1)
うち子取用雌豚(千頭)	900	885	845	839	824	853	823	789	792
(対前年増減率)(%)	(0.0)	(▲1.6)	(▲4.6)	(▲0.6)	(▲1.9)	(3.6)	(▲3.5)	(▲4.1)	(0.3)
うち肥育豚2千頭以上層(千頭)	6,583	6,528	6,309	6,479	6,606	6,664	6,880	6,692	6,753
頭数シェア(%)	(70.3)	(70.7)	(70.0)	(71.9)	(74.5)	(75.6)	(77.8)	(78.3)	(79.1)
一戸当たり平均 飼養頭数(頭)	1738.8	1809.7	1928.2	2001.3	2055.7	2119.4	2413.0	2492.8	2657.6
一戸当たり平均 子取用雌豚頭数(頭)	194.7	206.4	214.4	220.9	226.3	246.6	270.8	286.9	299.9

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の( )内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

2：肥育豚2千頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

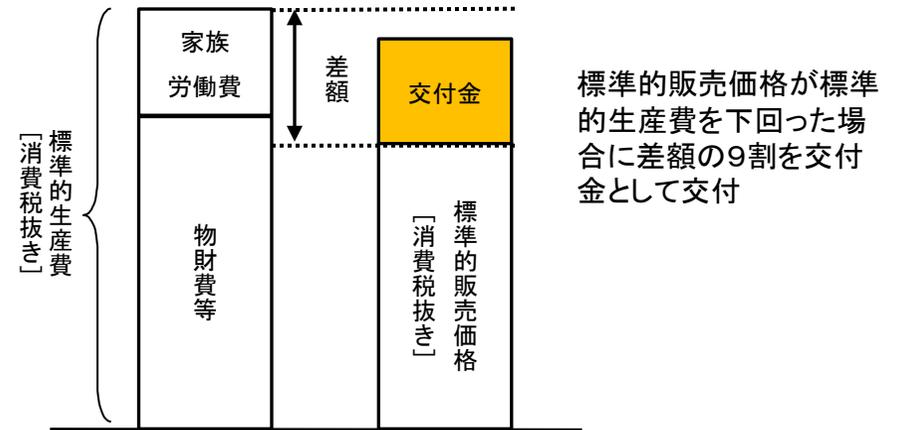
# 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)の概要

- ・ 養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- ・ 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

## 《制度の内容》

- ① 負担割合 国：生産者 = 3：1  
(交付金のうち1/4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出)
- ② 補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③ 対象者 肉豚生産者
- 《1頭当たり生産者負担金単価》 400円/頭

《令和5年度所要額》 168億円



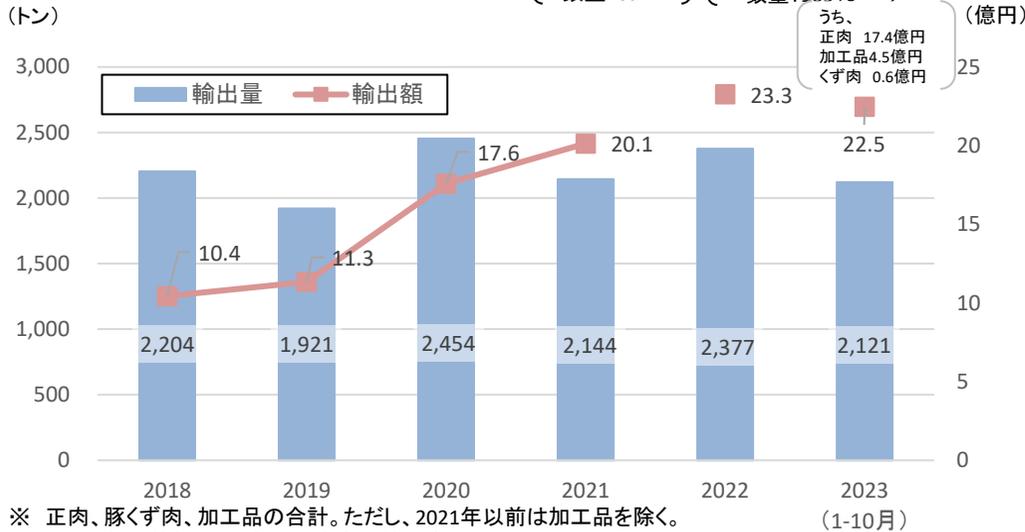
## 平成22～令和5年度交付金単価(単位：円/頭)

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業による補填金の実績

年度	平成22年度			平成23年度		平成24年度				平成25～ 令和4年度	令和5年度 第1・2四半期 (確定)	
	四半期	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3			第4
交付金単価		730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし

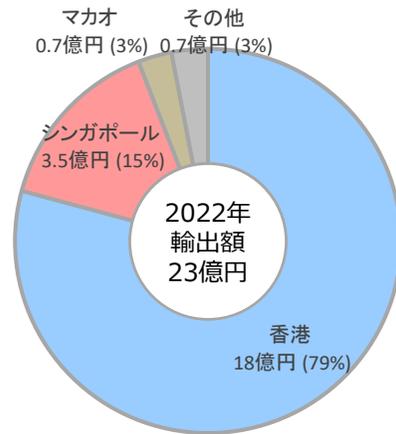
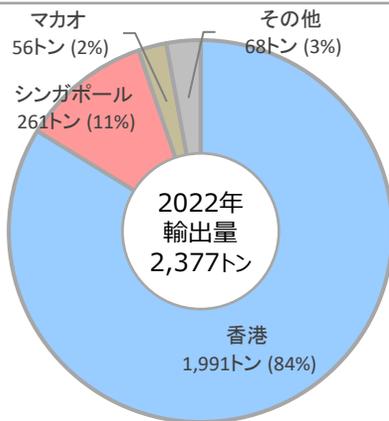
# 豚肉の輸出について

## 最近の輸出実績※



※ 正肉、豚くず肉、加工品の合計。ただし、2021年以前は加工品を除く。(2022年の前年比は、加工品を含んだ比較。)

## 豚肉の国・地域別輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標:60億円  
(2025年輸出目標:29億円)

- 輸出可能国・地域  
香港、シンガポール、タイ 等
- 輸出解禁協議中の国  
EU、中国 等

## <輸出先国・地域別の豚肉輸出施設認定状況>

	香港	シンガポール	ベトナム	タイ
施設数	113	12	38	5

(2023年11月末現在)

## 輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉や食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進

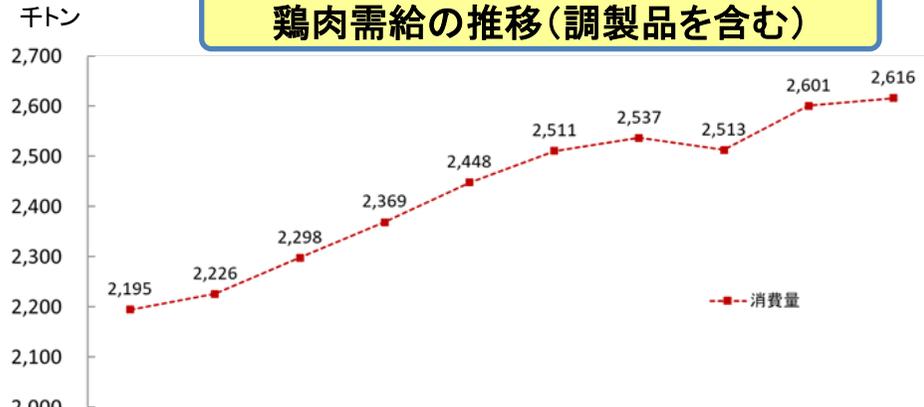


# 【鷄肉關係】

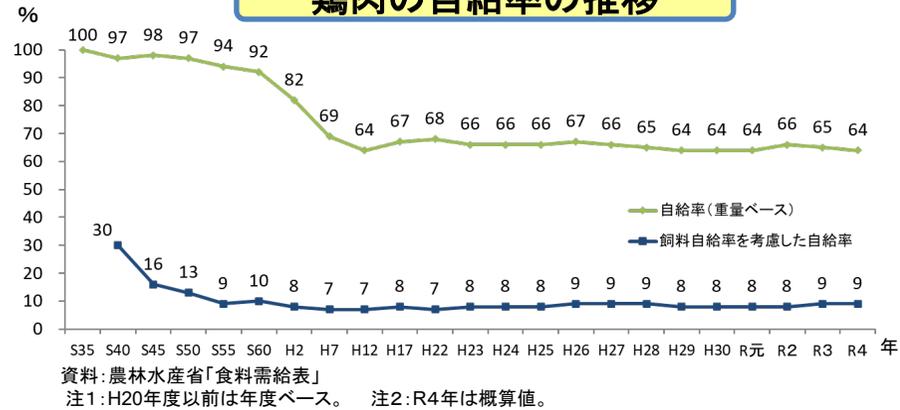
# 鶏肉の需給動向

- 消費量は、消費者の健康志向の高まり等を背景に増加傾向で推移している。
- 生産量は、価格が堅調に推移していること等から、増加傾向で推移しており、毎年過去最高を更新している。
- 輸入量は、国内消費量の3～4割程度の水準で推移しており、主な輸入先国はブラジル・タイである。

## 鶏肉需給の推移(調製品を含む)



## 鶏肉の自給率の推移

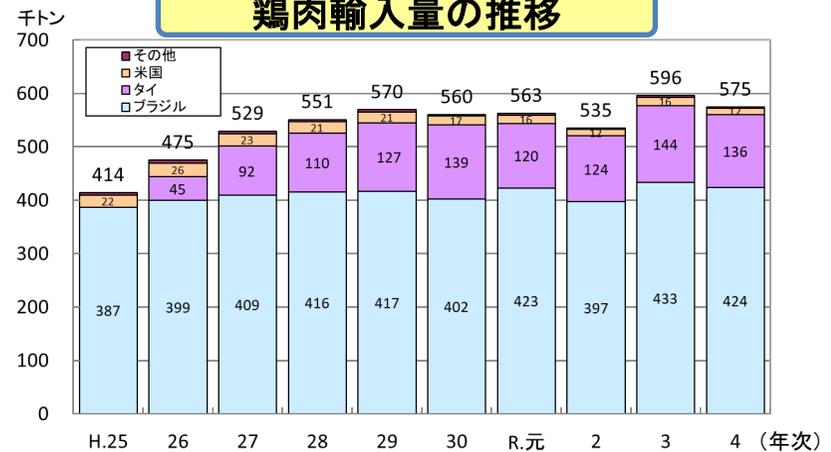


資料: 農林水産省「食料需給表」

注1: R4年は概算値。

注2: 消費量は、「生産量+輸入量-輸出量-在庫の増加量」により推計。

## 鶏肉輸入量の推移

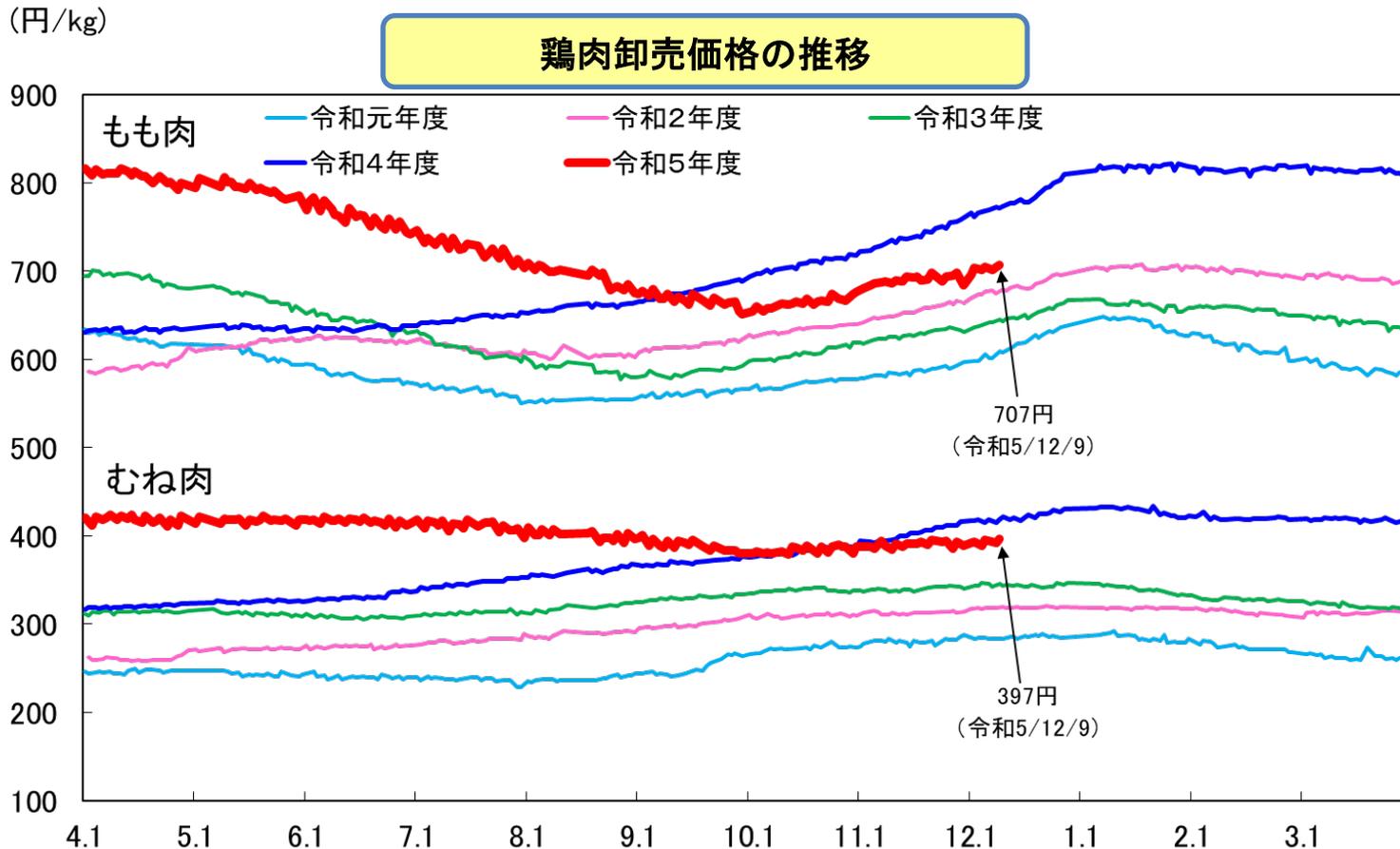


資料: 財務省「貿易統計」

注: 調製品は含まない。

# 鶏肉卸売価格の推移

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で「巣ごもり需要」が旺盛となったため、もも肉・むね肉価格は堅調に推移した。
- 令和3年度は、むね肉は堅調な需要が継続していることから、例年を上回る水準で推移したが、もも肉は夏以降、「巣ごもり需要」に落ち着きがみられることから、例年並みの水準で推移した。
- 令和4年度は、もも肉は需要が安定的に推移していること、むね肉は価格が高水準となっている輸入鶏肉の代替需要が増加したこと、また、共通の要因として、飼料価格の上昇もあり、例年を上回る水準で推移。
- 令和5年度は、もも肉は季節性的変動はあるものの引き続き例年を上回る水準で推移。むね肉は堅調な需要から引き続き高値で推移。



資料：農林水産省統計部調べ

## 鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。大規模層は増加傾向で推移しているものの、令和5年度は減少。
- ・ 出荷羽数は、増加傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、大規模層（年間出荷羽数50万羽以上）のシェアは拡大傾向で推移しているものの、令和5年は縮小。

区分 / 年	平成25	26	28	29	30	31	令和3	4	5
飼養戸数(戸)	2,420	2,380	2,360	2,310	2,260	2,250	2,160	2,100	2,100
(対前年増減率)(%)	(一)	(▲1.7)	(▲0.8)	(▲2.1)	(▲2.2)	(▲0.4)	(▲4.0)	(▲2.8)	(0.0)
飼養羽数(千羽)	131,624	135,747	134,395	134,923	138,776	138,228	139,658	139,230	141,463
(対前年増減率)(%)	(一)	(3.1)	(▲1.0)	(0.4)	(2.9)	(▲0.4)	(1.0)	(▲0.3)	(1.6)
出荷戸数(戸)	2,440	2,410	2,360	2,320	2,270	2,260	2,190	2,150	2,120
うち50万羽以上層(戸)	225	230	266	268	272	282	298	313	277
戸数シェア(%)	(9.2)	(9.5)	(11.3)	(11.6)	(12.0)	(12.5)	(13.7)	(14.6)	(13.1)
出荷羽数(千羽)	649,778	652,441	667,438	677,713	689,280	695,335	713,834	719,186	720,878
うち50万羽以上層(千羽)	270,778	270,971	294,138	296,577	312,229	321,553	343,025	355,116	350,874
羽数シェア(%)	(41.7)	(41.5)	(44.1)	(43.8)	(45.3)	(46.2)	(48.1)	(49.4)	(48.7)
一戸当たり平均 飼養羽数(千羽)	54.4	57.0	56.9	58.4	61.4	61.4	64.7	66.3	67.4
一戸当たり平均 出荷羽数(千羽)	266.3	270.7	282.8	292.1	303.6	307.7	326.0	334.5	340.0

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：50万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

2：平成25年以降の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。

3：2月1日現在で飼養のない場合であっても、前1年間(前年の2月2日から当年の2月1日まで)に3,000羽以上の出荷があれば、出荷戸数、出荷羽数、一戸当たり出荷羽数に含めている。

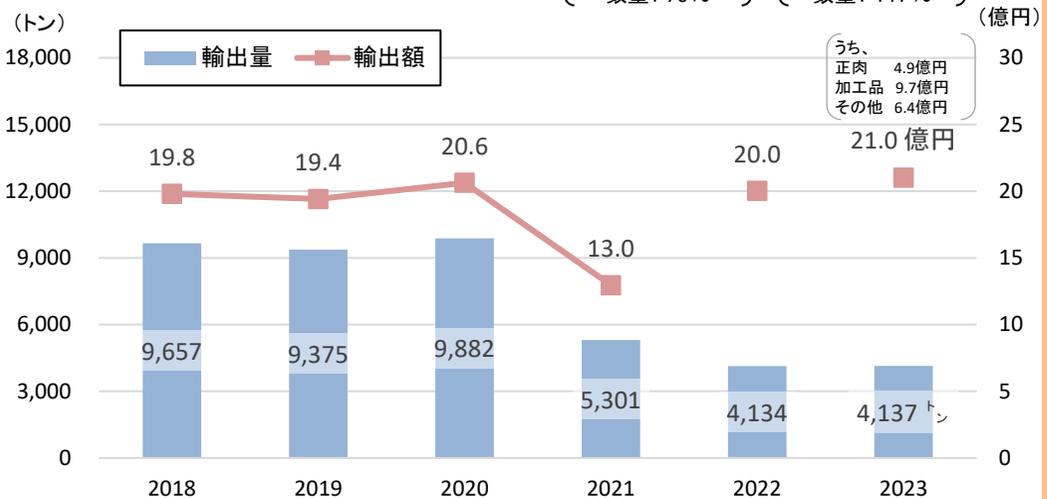
4：平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。また、平成28年及び令和3年の( )内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

# 鶏肉の輸出について

## 最近の輸出実績※

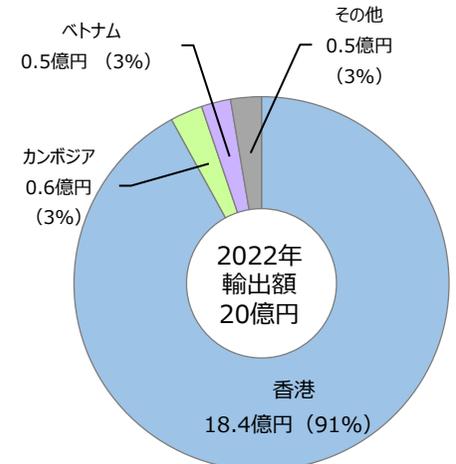
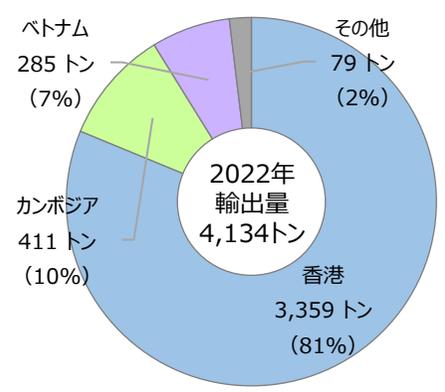
前年比  
(2022年)  
金額: 101%  
数量: 70%

前年同期比  
(2023年1-10月)  
金額: 125%  
数量: 117%



※ 正肉、その他の合計。ただし、2022年以降は加工品も含む。  
(2022年の対前年比は、加工品を含んだ比較。)  
注) 鶏肉(その他)は、丸鶏、手羽、鶏足等。

## 鶏肉の国・地域別輸出実績



資料: 財務省「貿易統計」

2030年輸出目標: 100億円  
(2025年輸出目標: 45億円)

- 輸出可能国・地域  
香港、ベトナム、カンボジア、シンガポール、EU、マカオ 等
- 輸出解禁協議中の国・地域  
中国 等

＜輸出先国・地域別の施設認定状況＞ (2023年11月末現在)

	香港	ベトナム	シンガポール	マカオ
施設数	78	70	1	21

## 輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・食鳥処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 低コスト化の実現による価格競争力の強化や、輸出先国の求める高度な衛生水準に対応する輸出認定施設を増加
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



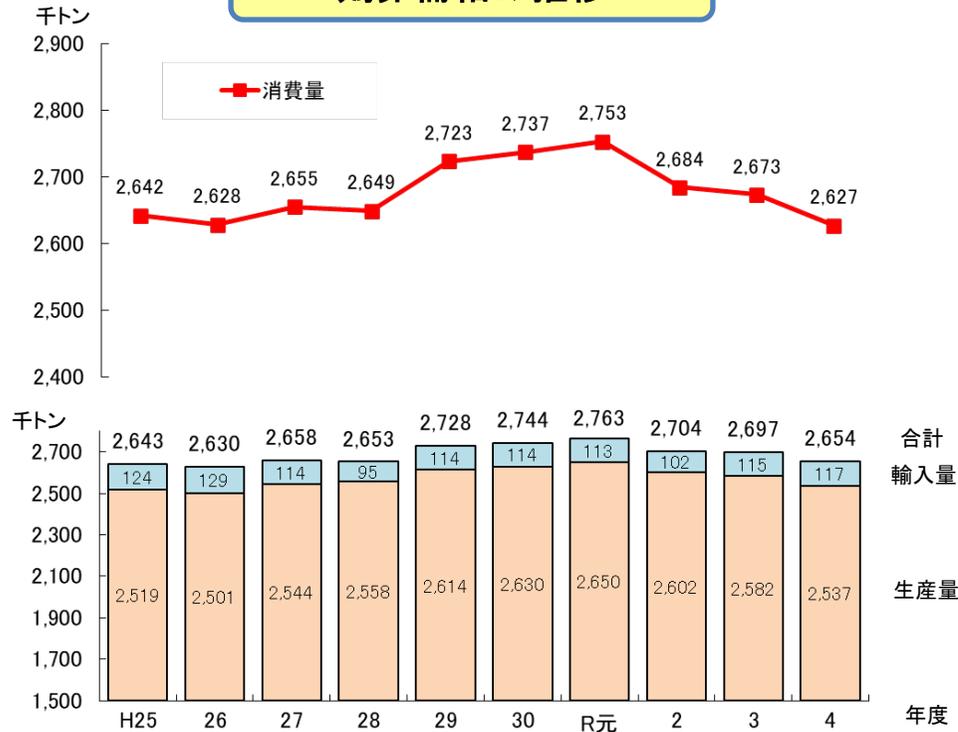
国産チキン  
あんしんも、おいしさも。

# 【鷄卵關係】

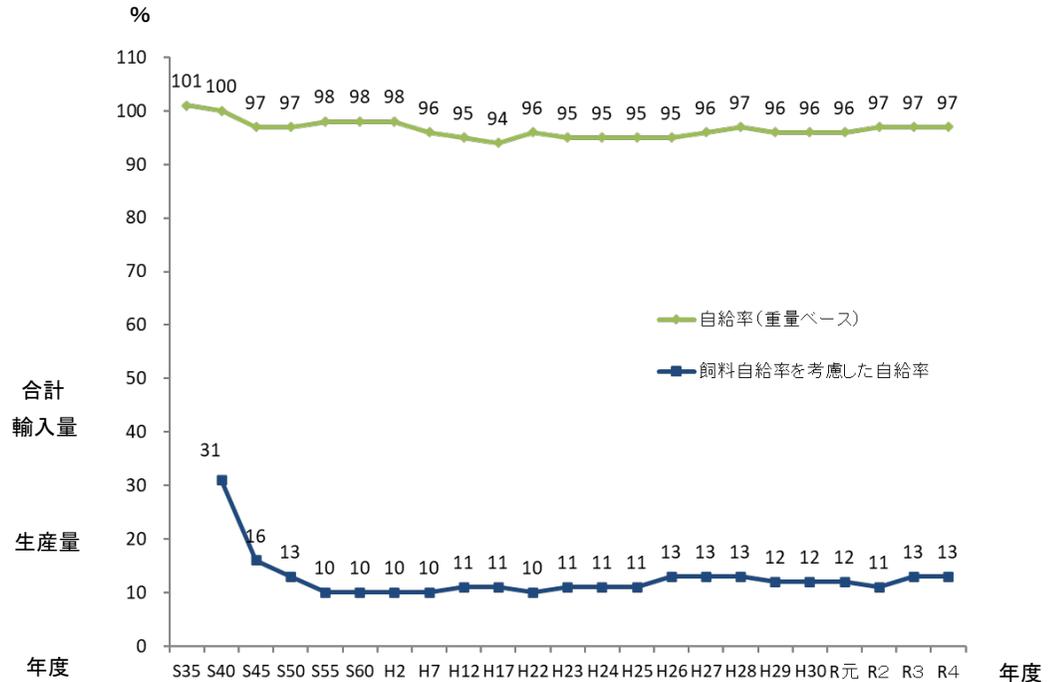
# 鶏卵の需給動向

- 消費量は概ね安定的に推移してきたが、平成29年度から令和元年度にかけて増加傾向で推移した。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生の影響により、それぞれ前年度を下回った。
- 生産量は、平成25年度以降概ね増加傾向で推移していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による価格低下や高病原性鳥インフルエンザの記録的な発生による影響から、それぞれ前年度を下回った。
- 輸入量は、消費量の4%程度で推移しており、そのうち約9割は加工原料用の粉卵。

## 鶏卵需給の推移



## 鶏卵の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

注1：R4年度は概算値。

注2：消費量は、「生産量＋輸入量－輸出量」により推計。

注3：輸入量は殻付き換算。

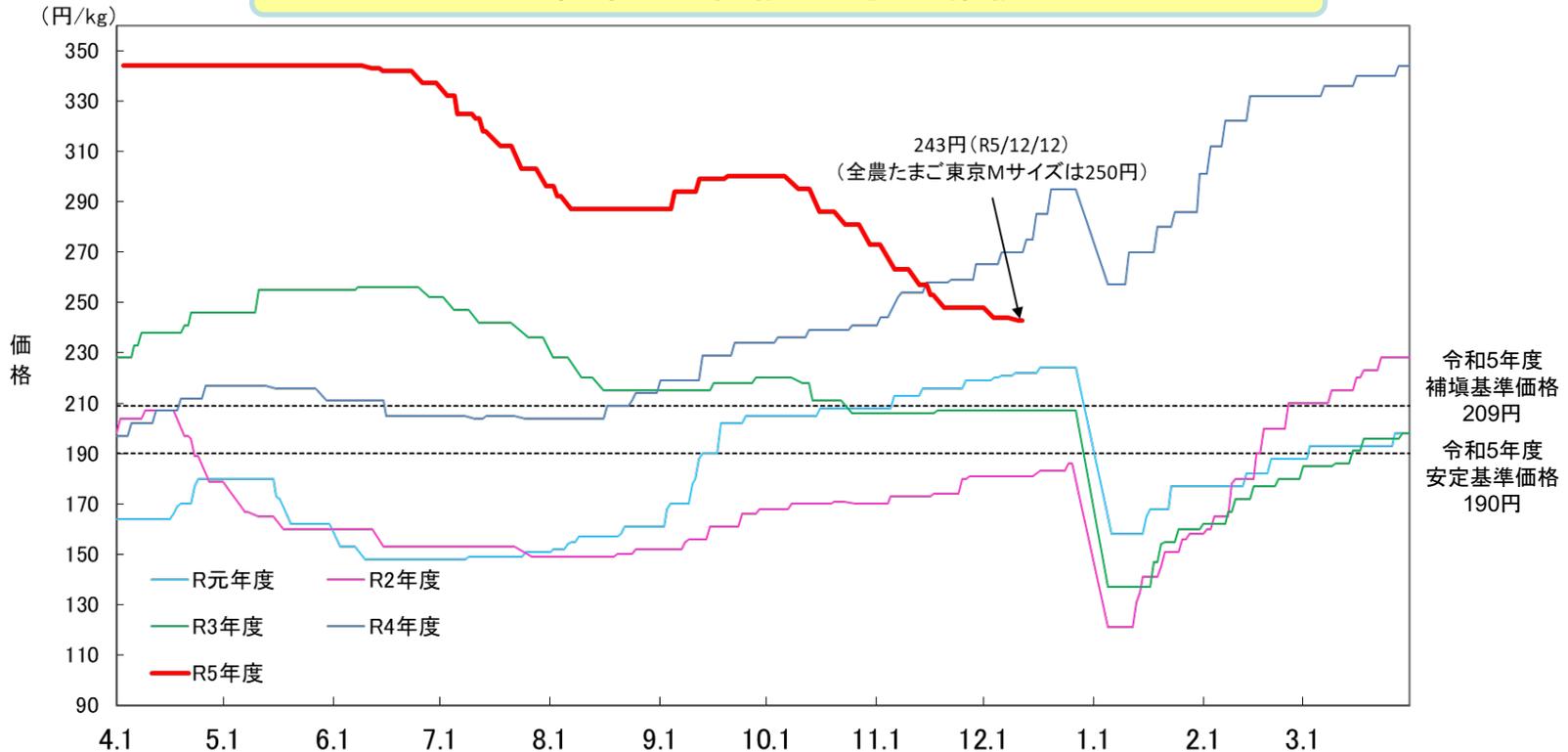
資料：農林水産省「食料需給表」

注：R4年度は概算値。

# 鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移

- ・ 鶏卵は需要のほとんどを国内産でまかなっているため、わずかな需給の変動が大きな価格変動をもたらす構造。
- ・ 卸売価格は、夏場の低需要期に低下し、年末の需要期に上昇する季節変動がある。
- ・ 令和2年度は4月の緊急事態宣言後、業務用の需要が大幅に減少したため、価格は低水準で推移。
- ・ 令和3年度は、令和2年度シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生による殺処分羽数が多かったことで価格は例年を上回って推移したが、その後は生産の回復等に伴い例年並みの水準で推移。
- ・ 令和4年度は、業務用需要が回復傾向にあることや生産コストの上昇等から、価格は例年を上回る水準で推移。その後、10月以降に発生した高病原性鳥インフルエンザにより、採卵鶏の殺処分が飼養羽数の1割強にのぼったことから、価格は大幅な高値で推移。
- ・ 令和5年度は、高病原性鳥インフルエンザの発生農場において再導入が進んでいること等から、6月以降価格は下押し傾向で推移しているものの、引き続き例年を上回る水準で推移。

## 標準取引価格(日毎)の推移



出典：一般社団法人日本養鶏協会

：標準取引価格(日毎)は、JA全農たまごの東京及び大阪のSS~LLサイズ(6規格)の加重平均価格

## 鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 成鶏めす飼養羽数は減少傾向で推移した後、平成26年以降は増加傾向で推移していたが、令和3年以降は再び減少。
- ・ 一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展。

区 分 / 年	平成25	26	28	29	30	31	令和3	4	5
飼養戸数(戸)	2,650	2,560	2,440	2,350	2,200	2,120	1,880	1,810	1,690
(対前年増減率)(%)	(▲5.7)	(▲3.4)	(▲4.7)	(▲3.7)	(▲6.4)	(▲3.6)	(▲11.3)	(▲3.7)	(▲6.6)
うち成鶏めす10万羽以上層(戸)	328	324	347	340	332	329	334	334	306
戸数シェア(%)	(13.5)	(14.0)	(15.7)	(16.1)	(16.7)	(17.1)	(19.6)	(20.5)	(20.1)
成鶏めす飼養羽数(千羽)	133,085	133,506	134,569	136,101	139,036	141,792	140,697	137,291	128,579
(対前年増減率)(%)	(▲1.8)	(0.3)	(0.8)	(1.1)	(2.2)	(2.0)	(▲0.8)	(▲2.4)	(▲6.3)
うち10万羽以上層(千羽)	91,556	93,476	99,395	101,048	104,515	107,734	112,535	109,002	102,908
羽数シェア(%)	(68.8)	(70.0)	(73.9)	(74.3)	(75.2)	(76.0)	(80.0)	(79.4)	(80.1)
一戸当たり平均									
成鶏めす飼養羽数(千羽)	50.2	52.2	55.2	57.9	63.2	66.9	74.8	75.9	76.1

資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:種鶏のみの飼養者を除く。

2:10万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3:数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値。

4:平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成28年及び令和3年の( )内の数値は、それぞれ平成26年及び平成31年との比較である。

# 鶏卵生産者経営安定対策事業の概要

・鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空ける取組に対して奨励金を交付する。併せて鶏卵の需給見通しの作成を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図る。

## 1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填する。

〔2. の事業への協力金の拠出が要件〕

## 2. 成鶏更新・空舎延長事業

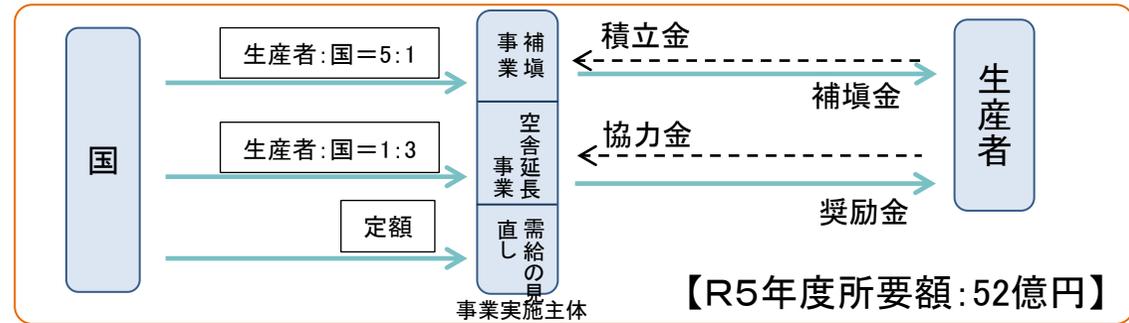
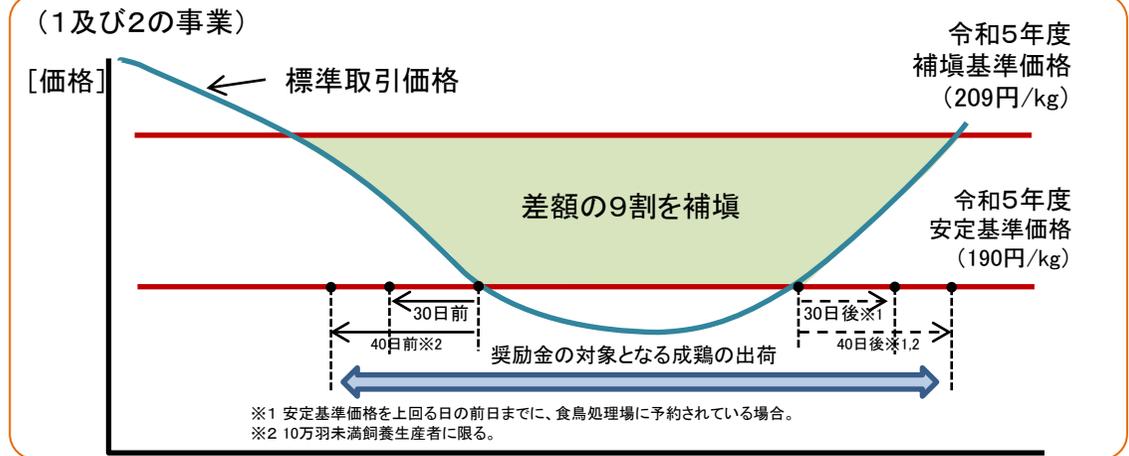
鶏卵の毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日（10万羽未満飼養生産者は40日）前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対して奨励金を交付する。

＜奨励金単価（ ）内は10万羽未満飼養生産者＞

- ・ 空舎期間 60日以上～90日未満 210円/羽（310円/羽）
- ・ 空舎期間 90日以上～120日未満 420円/羽（620円/羽）
- ・ 空舎期間 120日以上～150日未満 630円/羽（930円/羽）
- ・ 食鳥処理場への奨励金 47円/羽

## 3. 鶏卵需給見通しの作成等

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による確度の高い鶏卵の需給見通しの作成等を支援する。



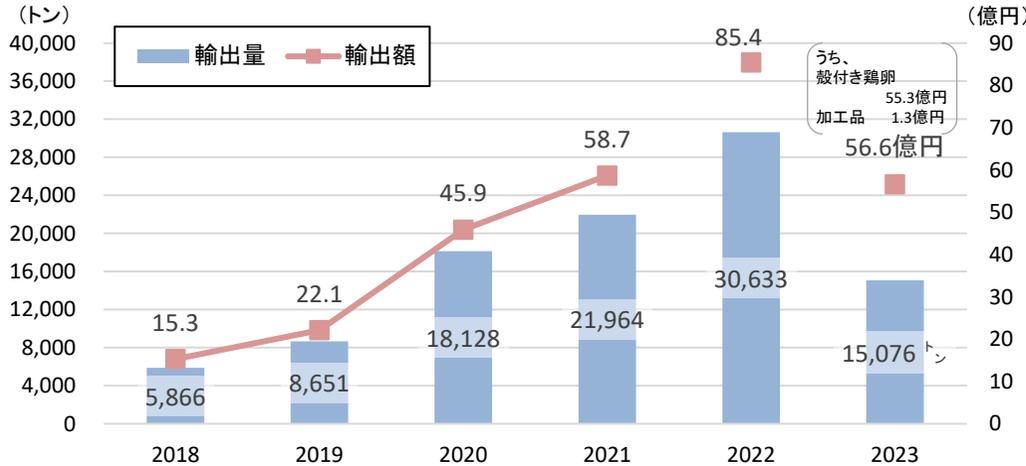
令和5年度補填金単価(単位:円/kg)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補填金単価	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000				
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)

( )内は令和4年度実績。

# 鶏卵の輸出について

## 最近の輸出実績※



※ 殻付き鶏卵の合計。ただし、2022年以降は加工品も含む。  
(2022年の対前年比は、加工品を含んだ比較。)

前年比  
(2022年)  
金額:139%  
数量:142%

前年同期比  
(2023年1-10月)  
金額:78%  
数量:58%

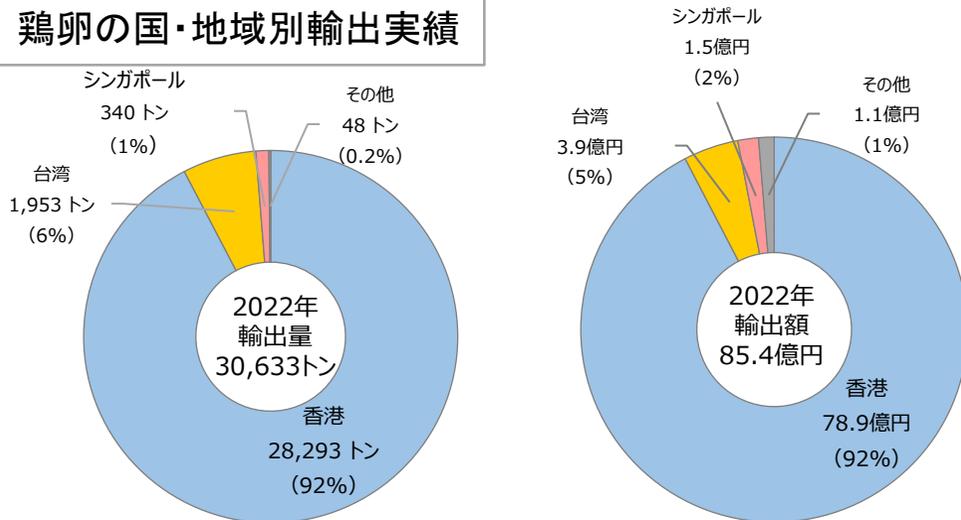
2030年輸出目標:196億円  
(2025年輸出目標:63億円)

- 輸出可能国・地域  
香港、シンガポール、台湾、米国、EU等
- 輸出解禁協議中の国・地域  
中国 等

<輸出先国・地域別の施設認定状況> (2023年11月末現在)

	香港 (殻付き卵)	香港 (卵製品)	シンガポール (殻付き卵)	シンガポール (卵製品)	EU (卵製品)
施設数	241	40	12	2	1

## 鶏卵の国・地域別輸出実績



資料:財務省「貿易統計」

## 輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 農場・鶏卵処理施設での高度な衛生管理への対応等、輸出先国が要求する条件に対応
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



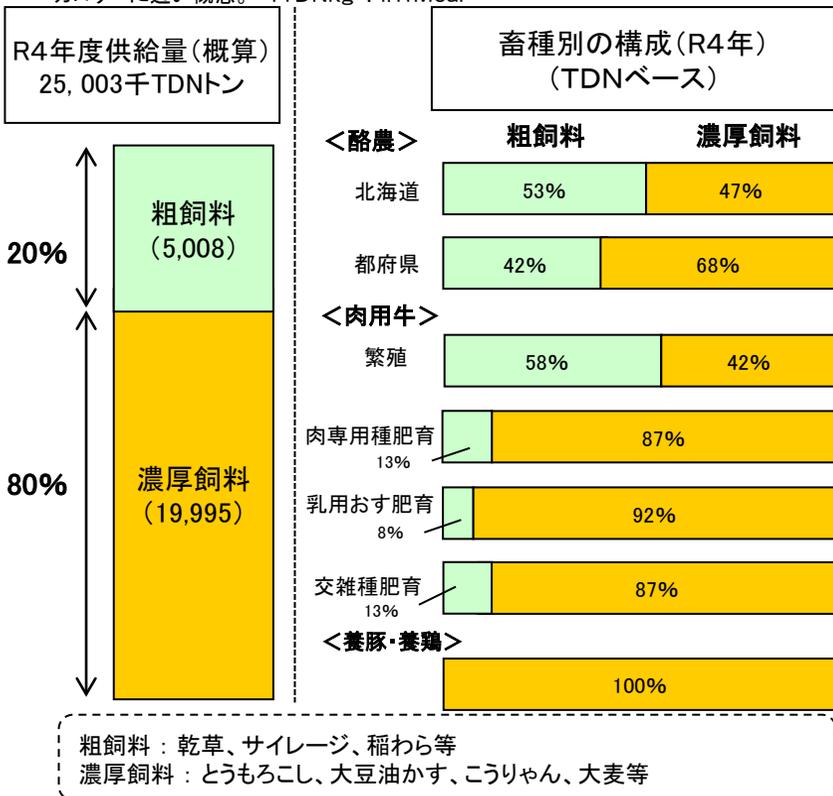
# 【飼料関係】

# 畜種別の経営と飼料

- 我が国の令和4年度(概算)の畜産における飼料供給割合は、主に国産が占める粗飼料が20%、輸入が占める濃厚飼料が80%(TDNベース)となっている。
- 飼料費が畜産経営コストに占める割合は高く、粗飼料の給与が多い牛で4~5割、濃厚飼料中心の豚・鶏で6~7割。

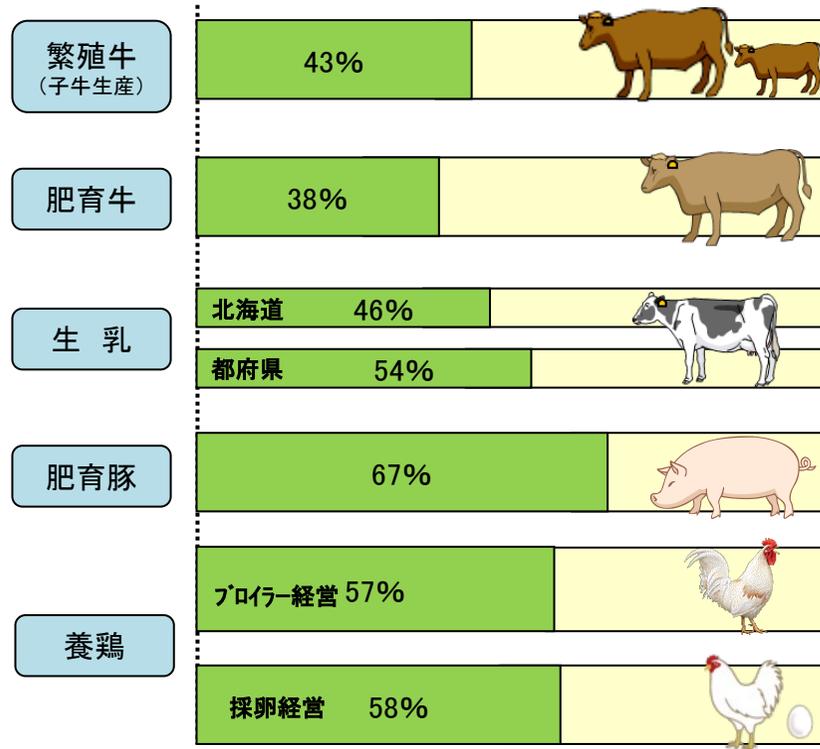
## 粗飼料と濃厚飼料の割合(TDNベース)

注: TDN(Total Digestible Nutrients): 家畜が消化できる養分の総量。  
カロリーに近い概念。1TDNkg≒4.41Mcal



農林水産省「令和4年度飼料需給表(概算)」 農林水産省「令和4年畜産物生産費統計(第1報)」より試算  
注: 令和元年調査から調査期間を調査年4月から翌年3月までの期間から、調査年1月から12月までの期間に変更した

## 経営コストに占める飼料費の割合(R4年)



資料: 農林水産省「令和4年畜産物生産費統計(第1報)」および「令和4年営農類型別経営統計(第1報)」

注1: 繁殖牛(子牛生産)は子牛1頭当たり、肥育牛および肥育豚は1頭当たり  
生乳は実搾乳量100kg当たり  
養鶏は1経営体当たり

注2: 畜産物生産費調査は、令和元年調査から調査期間を調査年4月から翌年3月までの期間から、調査年1月から12月までの期間に変更した

# 近年の飼料穀物の輸入状況

- 飼料穀物の輸入量は、近年約1,300万トン程度で推移。主な輸入先国は、米国、ブラジル、オーストラリアなど。
- 飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、特に、使用割合が高いとうもろこしは、米国、ブラジルに大きく依存。

我が国の飼料穀物輸入量 (万トン)

	R2年度	R3年度	R4年度 (確報値)
とうもろこし	1,155	1,163	1,098
こりゃん	25	18	15
小麦	34	38	41
大麦	95	102	108
その他	5	5	4
合計	1,314	1,327	1,265

注:その他とは、えん麦、ライ麦である。

世界のとうもろこしの輸出状況 (百万トン)

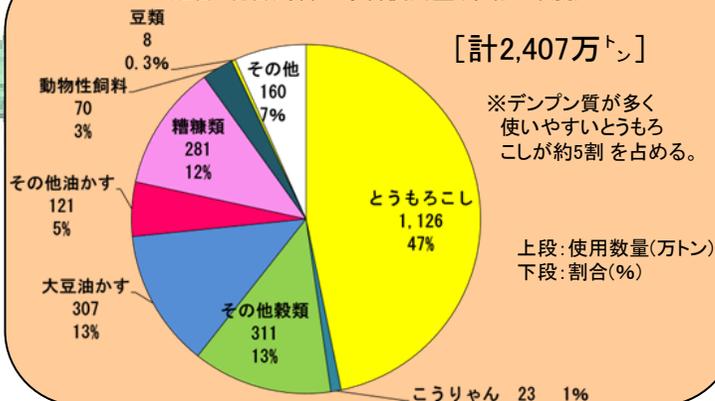
	R3/4輸出量	R4/5輸出量	R5/6輸出量 (予測)
①ブラジル	48.3(23%)	57.0(31%)	55.0(28%)
②米国	62.8(30%)	42.2(23%)	52.7(26%)
③アルゼンチン	34.7(17%)	23.0(13%)	41.0(21%)
④ウクライナ	27.0(13%)	27.0(15%)	20.0(10%)
世界計	206.6(100%)	181.0(100%)	199.6(100%)

我が国のとうもろこしの主な輸入先とシェア

	R2年度	R3年度	R4年度 (確報値)
米国	69%	69%	45%
ブラジル	30%	16%	44%

配合・混合飼料の原料使用量(令和4年度)

[計2,407万トン]



※デンプン質が多く、使いやすいとうもろこしが約5割を占める。

上段:使用数量(万トン)  
下段:割合(%)

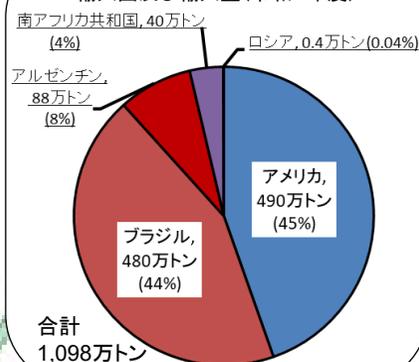
配合飼料:家畜種とその成長ステージに応じた栄養素の要求量を満たすように、とうもろこし、大豆油かす等を混合した飼料  
混合飼料:とうもろこし、大豆かす等数種類の原料を混ぜた飼料

米国(令和4年度)  
とうもろこし(45%)  
小麦(3%)

米国産とうもろこしの需給(百万トン)

	R3/4	R4/5	R5/6 (予測)
生産量	382.9	348.4	387.0
輸入量	0.6	1.0	0.6
国内需要量	317.1	307.6	314.7
飼料用	145.4	141.0	143.5
エタノール用	135.1	131.5	135.3
その他	36.6	35.1	35.9
輸出量	62.8	42.2	52.7
期末在庫量	35.0	34.6	54.8
期末在庫率(%)	9.2	9.9	14.9

直近の飼料用とうもろこしの輸入国及び輸入量(令和4年度)



ブラジル  
(令和4年度)  
とうもろこし  
(44%)

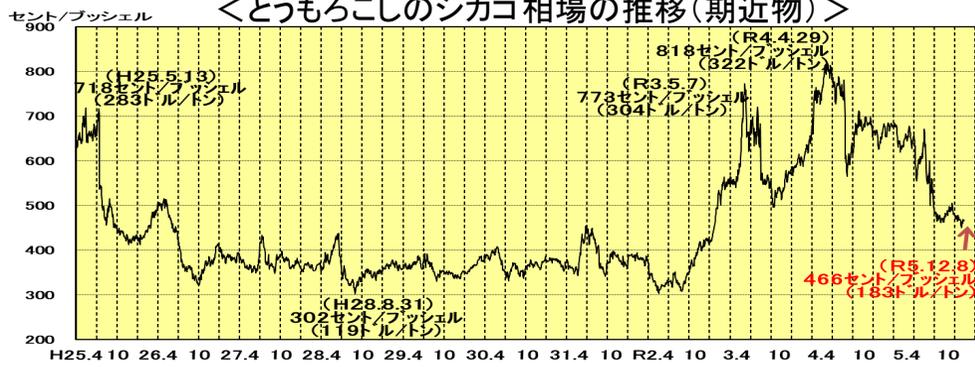
オーストラリア  
(令和4年度)  
大麦(98%)  
小麦(97%)

資料:財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates (November 9, 2023)」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」  
注:米国産とうもろこしの需給については、1bu=約0.025401tとして農林水産省飼料課において換算。

# 配合飼料価格に影響を与える要因の動向

- とうもろこしの国際価格は、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻を受けて上昇し4月には8ドル/ブッシェルを突破。その後需給ひっ迫の懸念が後退し、米国や南米の需給等の動向を受け、令和5年12月現在は4ドル/ブッシェル台後半で推移。
- 大豆油かすの国際価格は、大豆油の需給や中国の飼料需要の動向等により変動。令和5年12月現在は400ドル/ショートトン台前半で推移。
- 海上運賃(フレート)は、令和3年には船腹需要の増加により上昇し、同年10月には79ドル/トンまで上昇。その後は、船腹需要の減少の影響で下落。令和5年12月現在は62ドル/トン程度で推移。
- 為替相場は、大きく変動しており、令和5年12月現在は146円/ドル程度で推移。

＜とうもろこしのシカゴ相場の推移(期近物)＞



注:シカゴ相場の日々の終値である。※1ブッシェル=25.4kg

＜海上運賃の推移(ガルフ～日本)＞



注:月平均値である。(令和5年12月の値は第1週までの平均値)

＜大豆油かすのシカゴ相場の推移(期近物)＞



注:シカゴ相場の日々の終値である。※1ショートトン=907.2kg

＜為替相場の推移＞

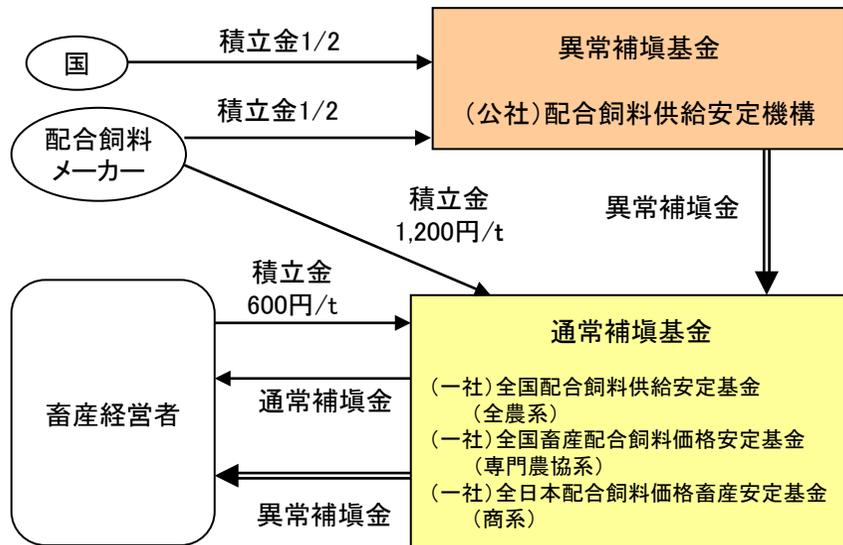


注:日々の中心値の月平均である。(令和5年12月の値は8日までの平均値)

# 配合飼料価格安定制度の概要

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
  - 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、
  - 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- 平成25年12月に制度を見直し、通常補填の発動指標を配合飼料価格(メーカー建値)から輸入原料価格へ変更。
- 令和2年度第4四半期(1~3月)に2年ぶりに通常補填が発動。令和3年度第1四半期(4~6月)においても通常補填が発動するとともに、8年ぶりに異常補填が発動して以降、令和4年度第4四半期(1~3月)まで連続して通常補填、異常補填ともに発動。
- この補填財源のため、令和3年度補正予算において異常補填基金への230億円の積増しを措置するとともに、令和4年度4月の予備費において435億円、令和4年度第2次補正予算で103億円の積増しを措置。
- 令和5年度第1四半期以降の対策として、飼料コストの急増を段階的に抑制する「緊急補填」(新たな特例)を制度内に設け、必要な財源を措置。令和5年度第1四半期(4~6月)、第2四半期(7~9月)に緊急補填が発動。

## ○ 制度の基本的な仕組み

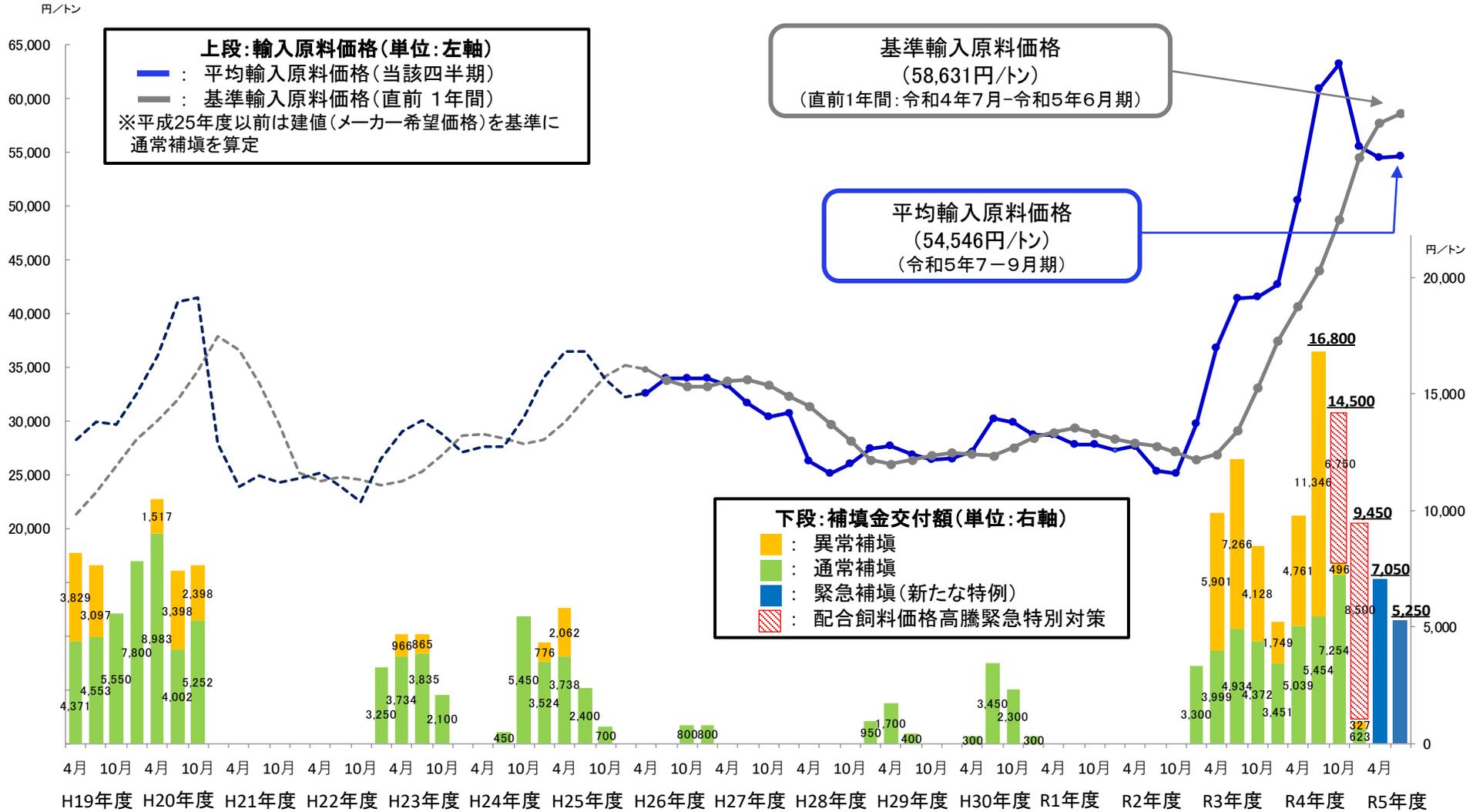


## ○ 発動条件等

<p style="text-align: center;"><b>異常補填基金</b></p> <p style="text-align: center;">(国とメーカーが 1/2ずつ拠出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>基金残高</b></p> <p style="text-align: center;">(令和5年度第1四半期支払後)</p> <p style="text-align: center;"><b>約318億円※1</b></p>
<p style="text-align: center;"><b>通常補填基金</b></p> <p style="text-align: center;">(生産者(600円/t)と 飼料メーカー(1,200円/t) が拠出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>基金残高</b></p> <p style="text-align: center;">(令和5年度第1四半期支払後)</p> <p style="text-align: center;"><b>約0億円※2</b></p>

※1 緊急補填のための財源を含む。 ※2 不足額を適時借り入れて対応。

# 輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況



注1: 輸入原料価格は、とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料の平均価格。平成28年第3四半期までは、ふすまを含む6原料の平均価格。

注2: 平成25年度以前の通常補填については現在と計算方式が異なるため、平均/基準輸入原料価格の差と通常補填の交付額が一致しない。

注3: 令和3年度第4四半期及び令和4年度第4四半期の異常補填は、平成26年に設けた「特例基準輸入原料価格」を用いて交付額を算出。

注4: 令和5年度より、緊急補填による補填金交付(国:民間=2:3)を実施。

注5: 数値は速報値。

資料: 財務省「貿易統計」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」

# 乾牧草の輸入・価格動向

- 乾牧草の輸入量は、年間180万～200万吨程度で推移。令和4年度の輸入先については、米国が6割、豪州が3割弱、カナダが1割弱と輸入量のほとんどを3カ国が占める。
- 乾牧草の輸入価格(通関価格)は、直近では、59.2円/kg(令和5年10月現在)。
- 為替相場の急激な上昇等に伴い、乾牧草の輸入価格(通関価格)は令和4年11月をピークに高騰、その後、やや下落している。

上段: 輸入量(千トン)  
下段: 輸入シェア(%)

## 乾牧草の国別輸入量の推移

年度	米国	豪州	カナダ	その他	合計	
					うちロシア	(前年比)
H26	1,319 (72.2)	369 (20.2)	128 (7.0)	11 (0.6)		1,827 (93%)
H27	1,318 (71.9)	380 (20.7)	108 (5.9)	28 (1.5)		1,834 (100%)
H28	1,364 (73.1)	367 (19.6)	106 (5.7)	29 (1.6)		1,866 (102%)
H29	1,362 (70.3)	400 (20.6)	142 (7.3)	34 (1.8)	0.05 (0.0)	1,938 (104%)
H30	1,394 (68.3)	455 (22.3)	146 (7.2)	44 (2.2)	2.85 (0.1)	2,039 (105%)
R1	1,440 (71.3)	403 (19.9)	130 (6.4)	48 (2.4)		2,021 (99%)
R2	1,413 (69.8)	402 (19.9)	156 (7.7)	54 (2.7)	0.05 (0.0)	2,026 (100%)
R3	1,340 (64.1)	489 (23.4)	191 (9.1)	71 (3.4)	0.39 (0.0)	2,091 (103%)
R4 (確報値)	1,172 (60.9)	489 (25.4)	177 (9.2)	86 (4.5)	0.02 (0.0)	1,925 (92%)
R5 (4月～10月) (速報値)	571 (58.7)	270 (27.8)	93 (9.6)	38 (3.9)		972 (80%)

資料: 財務省「貿易統計」、ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

## 乾牧草の輸入価格(通関価格)



## 為替相場の推移



# 飼料自給率の現状と目標

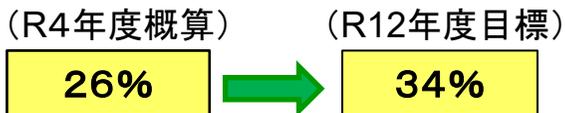
- 令和4年度(概算)の飼料自給率(全体)は26%。このうち、粗飼料自給率は78%、濃厚飼料自給率は13%。
- 農林水産省では、飼料自給率について、粗飼料においては草地の生産性向上、飼料生産組織の運営強化等を中心に、濃厚飼料においてはエコフィードや飼料用米の利用拡大等により向上を図り、飼料全体で34%(令和12年度)を目標としている。

## 飼料自給率の現状と目標

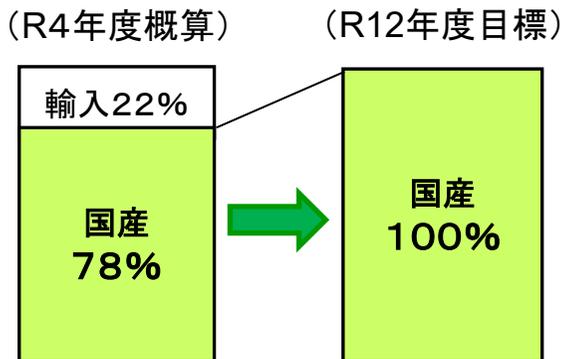
## 近年の飼料自給率の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (概算)
全 体	26%	27%	28%	27%	26%	25%	25%	25%	26%	26%
粗 飼 料	77%	78%	79%	78%	78%	76%	77%	76%	76%	78%
濃 厚 飼 料	12%	14%	14%	14%	13%	12%	12%	12%	13%	13%

### 飼料全体

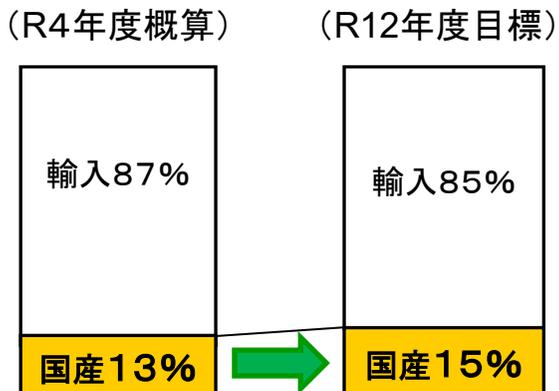


### 粗飼料



- 乾草
- サイレージ  
牧草、青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料(稲WCS)
- 放牧利用
- 稲わら
- 野草(林間地等)

### 濃厚飼料



- 穀類  
(とうもろこし、飼料用米等)
- エコフィード  
(パンくず、豆腐粕等)
- 糟糠類・かす類  
(ふすま、ビートパルプ、大豆油かす、菜種油かす等)
- その他  
(動物性飼料、油脂等)

- 令和4年度の飼料自給率[概算]は、粗飼料自給率は2ポイント上昇、濃厚飼料自給率は変わらず、全体としては前年度と変わらず26%となった。
- 粗飼料自給率は、牧草の生育が順調であったことに加え、乾牧草の輸入量が減少したこと等から、前年度から2ポイント高い78%となった。
- 濃厚飼料自給率は、主原料である輸入とうもろこしの飼料仕向量が前年度並みであったこと等から、前年同の13%となった。

# 国産飼料基盤に立脚した生産への転換

- 酪農・肉用牛の生産基盤の強化のためには経営コストの3～5割程度を占める飼料費の低減が不可欠。
- このため、耕畜連携の推進や、外部組織による飼料生産の効率化、青刈りとうもろこし等の高栄養飼料作物の生産拡大、草地の生産性向上等により、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進。
- また、持続的な畜産物生産のためにも、国産飼料の生産・利用の拡大を進めることが重要。

## ○ 飼料増産の推進

- ① 高栄養飼料作物の生産  
・青刈りとうもろこしの生産拡大



## ② 草地等の生産性の向上の推進

- ・難防除雑草対策、草地改良による生産性向上



## ③ 放牧の推進

- ・耕作放棄地や草地の活用



連携・支援

生産・利用拡大

## ○ 耕畜連携の推進

- ・耕種農家が生産した国産飼料を畜産農家が利用する取組の拡大



転換

【畜産農家】

【耕種農家】

## ○ コントラクター※1、TMRセンター※2による飼料生産の効率化

- ・作業集積や他地域への粗飼料供給等、生産機能の高度化を推進



連携・支援

## 国産飼料基盤に立脚した畜産の確立

### 飼料自給率

	R4年度 (概算)	⇒	R12年度 (目標)
飼料全体	26%	⇒	34%
粗飼料	78%	⇒	100%
濃厚飼料	13%	⇒	15%

生産・利用拡大

## ○ 国産濃厚飼料の利用拡大

- ① 子実用とうもろこし等の生産・利用拡大



- ② エコフィード※3等の利用拡大

- ・食品加工残さ、農場残さ等未利用資源の更なる利用拡大



※1 コントラクター：飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

※2 TMRセンター：粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料(Total Mixed Ration)を製造し農家に供給する施設 ※3 エコフィード：食品残さ等を原料として製造された飼料